

パブリックコメント資料

閲覧用

丸亀市(仮称)みんなの劇場整備計画(案)

令和2年 月

丸亀市

目次

はじめに～策定の背景～	1
I これまでの経過	1
II 丸亀の文化や文化施設をとりまく状況	2
1. 国と本市の文化行政の変遷	2
2. 市の上位・関連計画	4
3. 国の法令等	5
III(仮称)みんなの劇場基本構想	6
第1章 みんなの劇場の基本方針	7
I 基本方針	7
1. 心を癒し、活力を養う	8
2. 異なる価値観や文化と出会い、自分を再発見する	9
3. 人・ことに興味を持ち、対話を広げる	10
4. 出会いからつながりを、集いから交流を創出する	11
5. 好奇心を探求し、楽しいを見つける	12
II 事業方針	13
1. 鑑賞事業	14
2. 創造事業	14
3. 育成事業	15
4. 参加型事業	15
5. 劇場外事業	16
6. 貸館事業	16
第2章 組織計画	17
I 運営組織計画	17
1. 運営組織に必要な能力を持った人材	17
2. 組織のイメージ	18
3. 運営主体	19
II 他組織との連携と関係構築	20
1. 大学との連携	20
2. 医療機関との連携	20
3. 福祉機関との連携	21
4. 教育機関との連携	21
5. 市民団体等との連携	22

第 3 章 施設計画	23
I 建設予定地	23
1. 敷地概要	23
2. 敷地図	24
3. 適用法令等.....	24
II 施設計画	26
1. 基本方針	26
2. 部門構成	27
3. 部門計画	27
4. 面積表	33
5. 動線計画	33
第 4 章 管理運営計画	35
I 利用規則・使用料	35
1. 利用規則	35
2. 使用料	38
II 収支計画	44
1. 文化施設の収支構造	44
2. 収支方針	45
第 5 章 評価計画	46
I 基本方針	46
II 評価の基本的な考え方	46
第 6 章 整備方針	47
I 整備と運営費の概算.....	47
1. 施設整備費.....	47
2. 運営・維持管理費の試算.....	48
III 整備手法	49
1. 整備手法の種類とメリット・デメリット	49
2. 本施設における整備手法の方向性	50
IV 事業スケジュール	50

はじめに～策定の背景～

I これまでの経過

時 期	内 容
平成 24 年度	旧丸亀市民会館耐震診断 震度 6 強規模の地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある。
平成 26 年 6 月	市庁舎等の整備における基本方針 単独施設としての建て替えか、または他施設との複合化、あるいは廃止かの方向性を検討する。
平成 27 年 6 月	丸亀市市庁舎等整備基本構想 市民会館解体後、市庁舎を整備する。市民会館は、大ホール以外の機能を市庁舎と複合して市民交流活動センターに整備する。大ホールの機能は、財政状況や老朽化した生涯学習センターとの統合を視野に入れ、更に検討する。
平成 28 年 3 月	丸亀市市庁舎等複合施設整備基本計画 新市民会館が目指す施設のコンセプトや求める機能を検討し、必要な客席数や舞台規模、その他付随する諸室などの施設構成と規模、その建設に適した場所の検討が必要。 さらに、来館者数や運営収支の予測など運営管理に関わる検討とともに、整備に要する事業費、維持管理経費などに基づく、費用対効果の検証も必要。 これらと併せ、財政状況なども総合的に判断し、整備の時期を検討する必要があると考えており、新市民会館の整備に向けては、段階的にこれらの具体の作業を着実に進める。
平成 29 年 6 月	市庁舎及び市民会館整備等特別委員会設置
平成 30 年 2 月	旧市民会館解体完了
平成 30 年 4 月	文化課内に市民会館建設準備室を設置
平成 30 年 5 月	車座集会開始
平成 30 年 11 月	大手町地区 4 街区再編整備構想策定 新市民会館の建設予定地は大手町地区 4 街区内の公共空地が最適とする。
平成 30 年 12 月	(仮称) みんなの劇場整備基本構想策定 新市民会館の設置目的となる基本理念を定めた他、事業の考え方及び運営経営方針並びに新市民会館に必要な機能について定める。
平成 31 年 4 月	新市民会館整備特別委員会設置
令和元年 5 月	(仮称) みんなの劇場整備計画策定業務着手
令和元年 6 月	課題解決型ワークショップ開始
令和元年 7 月	市民ワークショップ開始
令和 2 年 月	丸亀市 (仮称) みんなの劇場整備計画策定

Ⅱ 丸亀の文化や文化施設をとりまく状況

1. 国と本市の文化行政の変遷

わが国では平成 13（2001）年に「文化芸術振興基本法」が成立するまで文化芸術に関する法律はなく、文化政策は根拠法のない任意行政のもとで地域の特色が出しやすい分野であったといえますが、文化芸術の必要性や公共性に着目した地域は少なく、お金や時間が余っているから文化なのだという余暇文化行政という認識すらありました。

しかし、今日、文化芸術の役割や必要性が広く認識されるようになり、平成 23（2011）年に閣議決定された「文化芸術の振興に関する基本的な方針（第 3 次基本方針）」では、文化芸術が、限られた人々の専有物ではなく、多様性を高め社会の活力を生み出す基盤となるものであるとされ、『文化芸術は、子ども・若者や、高齢者、障害者、失業者、在留外国人等にも社会参加の機会をひらく社会的基盤となり得るものであり、昨今、そのような社会包摂の機能も注目されつつある。』と明記されました。

さらに、平成 24（2012）年に成立した「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」の前文には、『劇場、音楽堂等は、文化芸術を継承し、創造し、及び発信する場であり、人々が集い、人々に感動と希望をもたらし、人々の創造性を育み、人々が共に生きる絆を形成するための地域の文化拠点である。』ことや、『個人の年齢若しくは性別、社会的状況等にかかわらず、全ての国民が潤いと誇りを感じることでできる心豊かな生活を実現するための場として機能しなくてはならない。』ことなどが明記されました。

近年では、平成 29（2017）年に「文化芸術振興基本法」が「文化芸術基本法」に改正され、『年齢、障害の有無、経済的な状況、居住する地域にかかわらず等しく、文化芸術を鑑賞し、参加し、創造することができるような環境の整備』や、『教育、福祉、まちづくりなど、広い分野との有機的な連携』の必要性等、全ての人へ社会参加の機会を開く社会包摂機能を有していることが加えられ、社会的費用として捉えられる向きもあつた文化芸術への公的支援に関する考え方を転換し、『社会的必要性に基づく戦略的な投資』と捉え直すものとなりました。

本市においては、国に文化庁が設置された翌年の昭和 44（1969）年に丸亀市民会館を整備し、その 2 年後、昭和 46（1971）年に文化財保護条例を制定するなど、地域の文化行政を牽引してきましたが、他の自治体と同様に、厳しい財政状況におかれる中で、文化芸術に関する予算は減少していきました。このような状況の中、丸亀市（仮称）みんなの劇場整備を契機に、文化芸術の様々な価値を再定義し、文化芸術を基軸においた持続可能で幸せに暮らせるまちづくりを行うために平成 30（2018）年に「（仮称）みんなの劇場整備基本構想」を策定しました。

文化庁設置以後の国と本市の変革は次頁のとおりです。

年代		国の文化行政	本市の文化行政
1960	昭和	1968（昭和43）年6月15日 文化庁設置	
			1969（昭和44）年5月1日 丸亀市民会館開館
1970			1971（昭和46）年 丸亀市文化財保護条例制定 1972（昭和47）年10月28日 丸亀市立資料館開館 1974（昭和49）年11月1日 丸亀市生涯学習センター開館
1980			
1990	平成		1991（平成3）年11月23日 丸亀市猪熊弦一郎現代美術館開館 1996（平成8）年11月1日 丸亀市綾歌総合文化会館開館
2000		2001（平成13）年 文化芸術振興基本法の公布・施行 2002（平成14）年 文化芸術の振興に関する基本的な方針 （第一次基本方針）の策定 2003（平成15）年 地方自治法第244条第3項の改正 （指定管理者制度導入） 2006（平成18）年 指定管理者制度の施行 2007（平成19）年 文化芸術の振興に関する基本的な方針（第 二次基本方針）の策定	2005（平成17）年3月 丸亀市文化振興条例制定 2006（平成18）年4月 丸亀市文化振興基本計画策定
2010		2011（平成23）年 文化芸術の振興に関する基本的な方針（第 三次基本方針）の策定	
		2012（平成24）年 劇場、音楽堂等の活性化に関する法律施行 2013（平成25）年 劇場、音楽堂等の事業の活性化のための取 組に関する指針 2015（平成27）年 文化芸術の振興に関する基本的な方針 （第四次基本方針）の策定 2017（平成29）年6月23日 文化芸術振興基本法の一部を改正する法律 （文化芸術基本法）施行 2018（平成30）年6月 障害者による文化活動の推進に関する法律	2017（平成29）年4月 第2次丸亀市文化振興基本計画策定 2018（平成30）年12月 （仮称）みんなの劇場基本構想策定

2. 市の上位・関連計画

(1) 第二次丸亀市総合計画

平成 30 (2018) 年 3 月、今後 8 年間のまちづくりの指針となる「第二次丸亀市総合計画」を策定しました。これから目指すまちの姿を「豊かで暮らしやすいまち 丸亀」とし、5つの視点（基本方針）から施策を整理しています。そのなかで前半の4年間に取り組む「重点的取組」及び「重点プロジェクト」は下記のとおりです。

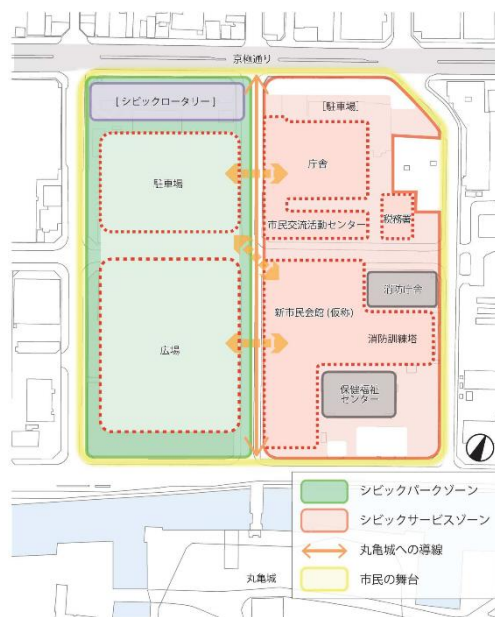
5つの視点 (基本方針)	重点的取組
Ⅰ 心豊かな子どもが育つ	1 「子育てするなら丸亀」の実現をめざす
	2 地域とともに子どもたちを育てる
Ⅱ 安心して暮らせる	3 快適な生活基盤を整える
	4 災害に強いまちをつくる
Ⅲ 活力みなぎる	5 地元で働く喜びを生む
	6 企業のチャレンジを応援する
Ⅳ 健康に暮らせる	7 市民の健康づくりを応援する
	8 いつまでも住み慣れた地域で暮らす
Ⅴ みんなでつくる	9 みんなに誇れるまちをつくる
	10 すべての人々の人権が尊重される
	11 多様な主体との協働と行政改革を推進する

(2) 丸亀市人口ビジョン・丸亀市未来を築く総合戦略

平成 27 年に策定したこの計画では、「まちづくり」「ひとづくり」「しごとづくり」を基軸とし、これらの好循環によって人口減少に歯止めをかけ、地域活力の低下を招かないことを目指しています。

(3) 大手町地区 4 街区再編整備構想

人口減少・少子高齢化が進展する中で、市民の生活を支える都市機能を維持するため、コンパクトに集約された持続可能な都市構造への転換を図るため、平成 30 年に大手町地区 4 街区再編整備構想を策定しました。本構想では、市役所周辺の 4 つの街区を再編し、西側の 2 街区を中心市街地の魅力あるオープンスペースを創出する「シビックパークゾーン」に、東側の 2 街区をコンパクトな機能配置による効率化と連携の強化、魅力を創出するための「シビックサービスゾーン」に再編することとしています。また、高次の都市機能である文化施設を他の公共施設やシビックパークゾーンとの相互連携、一体性を有するよう配置することで、人の流れを創出し、4 街区の魅力・拠点としての位置づけを高めることにつながることから、「シビックサービスゾーン」に、新しい市民会館（(仮称) みんなの劇場）を配置することが最適であると位置づけました。



(4) 第 2 次丸亀市文化振興基本計画

平成 29 年、第 2 次丸亀市文化振興計画を策定し、文化芸術を市民全体の社会的財産であると捉え、「地域社会の活性化」「文化芸術の担い手不足の解消」「全世界への発信とインバウンド対策」「都市間交流の推進」「情報の積極的発信」の 5 つの項目を柱とし、施策の方向等を示しています。

3. 国の法令等

(1) 文化芸術基本法

わが国には、戦後長らく文化芸術施策について定められた法律がありませんでしたが、平成 13 年に文化芸術振興基本法が施行され、文化芸術振興の基本理念と、国や地方自治体の責務が明文化されました。平成 29 年 6 月に文化芸術振興基本法が文化芸術基本法に改正され、文化芸術だけの振興にとどまらず、観光やまちづくり、福祉、教育、産業など幅広い分野と連携して総合的な文化政策を推進しようとする内容となり、法律名から「振興」の二文字が削除されました。

(2) 劇場、音楽堂等の活性化に関する法律

文化芸術振興基本法の基本理念にのっとり平成 24 年 6 月には、「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」が制定されました。

我が国の文化政策は、施設整備が先行して進められてきましたが、今後は、劇場、音楽堂等で行われる活動や事業を行うために必要な人材の養成等を行うことで、劇場、音楽堂等が文化芸術を継承し、創造し、発信していく場となり、人々が集い、人々に感動と希望をもたらし、

人々の創造性を育み、人々が共に生きる絆を形成するための地域の文化拠点となることが求められています。

この法律では、「劇場、音楽堂等を設置運営する者、実演芸術団体等、国、地方公共団体の役割や、これらの関係者が相互に連携協力することを明確にする」ことや、「国、地方公共団体が取り組むべき事項を明確にし、劇場、音楽堂等を取り巻く環境の整備を進める」ことが盛り込まれています。

また、劇場、音楽堂等は、個人の年齢若しくは性別、又は個人を取り巻く社会的状況等にかかわらず、全ての国民が潤いと誇りを感じることでできる心豊かな生活を実現するための場として機能する必要があります。

さらに、「新しい広場」として、地域コミュニティの創造と再生を通じて地域の発展を支える機能も期待されており、「場として機能する」ために必要な国や地方公共団体等の役割について明記されました。

(3) 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律

「文化芸術基本法」及び「障害者基本法」の基本的な理念に基づき、平成30年6月に「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が施行されました。

同法では、障害者の作品の発表や障害者による文化芸術活動を通じた交流等を促進することによって、住民が心豊かに暮らすことのできる住みよい地域社会の実現に寄与すること等を理念に掲げており、そのために必要な国や地方公共団体の役割等について明記されました。

Ⅲ(仮称)みんなの劇場基本構想

平成30(2018)年12月に新たな市民会館の基本的な考え方をまとめた「(仮称)みんなの劇場整備基本構想」を策定しました。基本構想では次の3つの理念を掲げ、文化芸術や劇場が、丸亀市の様々な課題を解決に導く社会機関として本施設を位置づけ、仮称を「みんなの劇場」としました。

I 豊かな人間性を育む	みんなの劇場は、文化芸術の活動拠点となるだけでなく、性別や年齢、個人を取り巻く問題の大小、住んでいる地域や国籍に関わらず、全ての市民の皆さんが文化芸術に触れ、「豊かな人間性を育む」ための機会を創出します。
II 誰一人孤立させない	みんなの劇場は、心理的にも、経済的にも、劇場から一番遠くにいる人たちにこそ文化芸術から生まれる様々な価値を届け、緩やかに人をつなげることで「誰一人孤立させない」社会を創る社会的な機関となります。
III 切れ目ない支えあい	みんなの劇場は、文化芸術が持つチカラで、福祉、医療、教育をはじめ、様々な分野の課題を「横串で刺す」ことにより、「切れ目ない支えあい」ができる社会を形成する役割を担います。

第1章 みんなの劇場の基本方針

I 基本方針

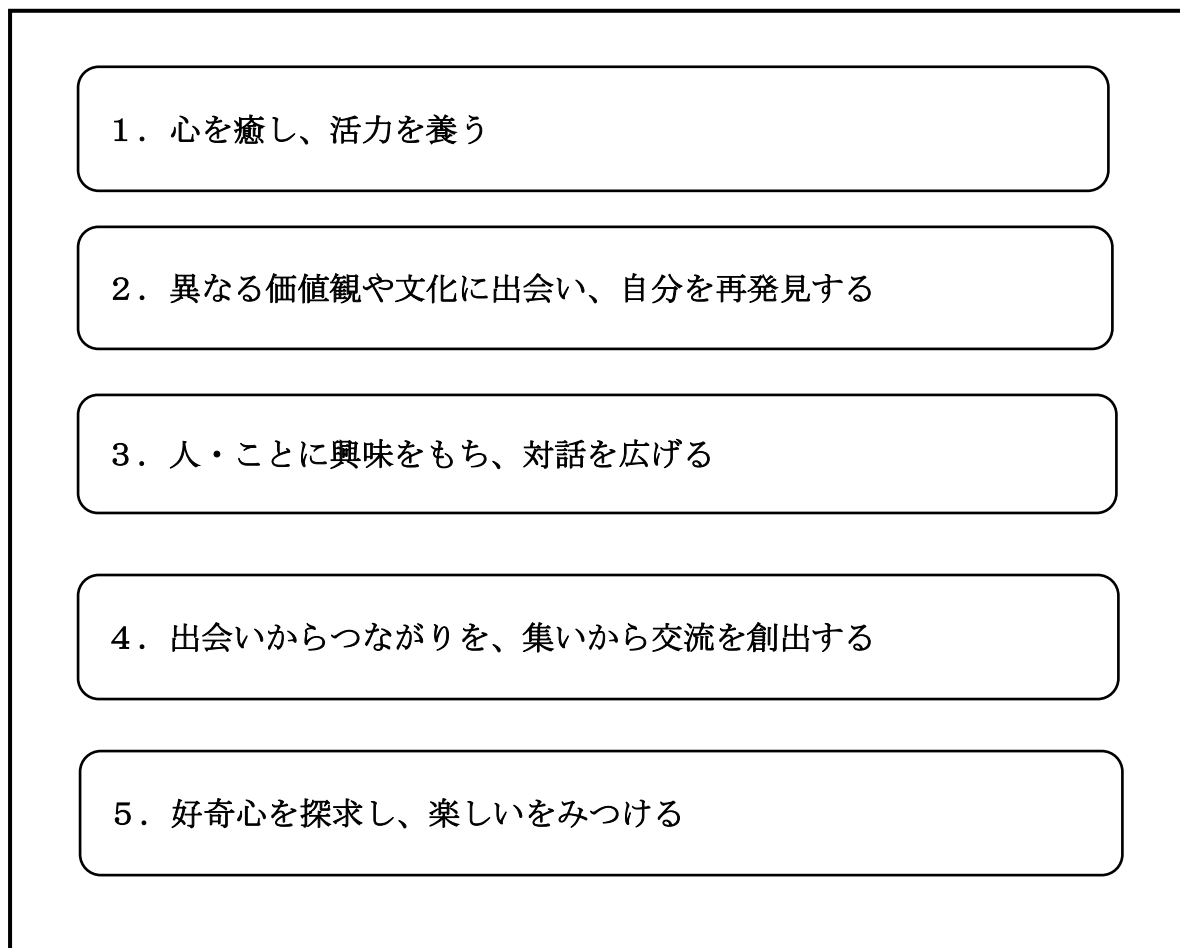
平成30年12月に策定した（仮称）みんなの劇場基本構想で定めた「基本理念」を達成するための、基本的な方針は次のとおりとします。

【基本理念】



3つの基本理念を達成するために、5つの基本方針（戦略）を定めます

【基本方針】



1. 心を癒し、活力を養う

大切なプレゼンテーションや発表会のように張りつめた緊張の後や、人間関係がよくない職場で働くなど、「気」をたくさん使うとどっと疲れを感じます。

また、誰も必ず大切な人との別れをはじめ、受け入れがたいと思うような出来事と出会いますが、そんな辛さや苦しさを人間の心はあらゆる策を講じながら受け入れていこうとします。そうした心の働きには、体を動かすための食事や体を強くするための運動と同じように、心のエネルギー補給や感情の変化を伴う体験が心の安定と成長を促します。

音楽を聞いたり映画や演劇を観た後に、悩みが吹き飛んだり、許せないような出来事が少し許せるようになったり、重かった心が軽くなるような経験をしたことがあると思います。

私たちは、何かに感動するなど強く共感した時に、心が熱くなったり、心がギュッと押し付けられるように感じたり、心の深層が激しく揺さぶられているように感じます。

そうした経験の後は、心の許容量が少し広がったと感じ、世界が少し新しく見えたりすることがあるように、心を揺さぶる体験が心を広くしたり、強くしたりします。

音楽やダンス、演劇をはじめとする文化芸術を介して、人はそうした感動や共感、時には経験したことのない体験や感情を追体験しながら、自分自身の心や在り方と対話することで自身の感覚や感受性を育み、内なる世界を広げていくものです。

自分自身を成長させたい時や活力を補充したい時だけでなく、人間関係で悩んでいる時や子育てや介護、病気や怪我に苦しむ時、どうしてもやる気が出ない時などに、心と体を養生、療養できる場が必要なのだと思います。

心が安定し、成長することで、体も自然と健康になっていきます。

みんなの劇場は、作品を観たり、体を動かしたり、人と出会ったり、自分のスタンスで心と体にエネルギーを補給し、新しい明日へと歩いていける活力を養える場となります。

2. 異なる価値観や文化と出会い、自分を再発見する

日本独自の文化を知るためには、外国の文化を知り、その違いに気づかなければいけないように、自分を知るためには、自分以外の人のことを知ることが重要です。

地域やまちについても同じことがいえます。長年同じまちに住み続けていると、そこにある特性が当たり前になり、気にすることがなくなります。違うまちを訪れると、そこに住む人やまちの特性を感じると同時に、自分達が住む地域やまちの特性に気付くことができます。

私達は、相手と自分と価値観や考え方が似ていると思えば、その人のことをもっと知りたいと思いますが、自分とは違うと感じる人には抵抗を感じ、距離を置きがちになります。お互いの違いが脅威やストレスに感じる時には攻撃的な言動につながることもあります。

しかしながら、この自分とは違うと感じる人こそが問題解決の糸口を開き、飛躍させてくれる存在だったりもします。

なぜならば、自分とは価値観や考え方が違う人は、自分と異なる世界で異なる価値観や尺度を持って生活をしているので、自分にとって思いもよらない視野や人脈などを持っている場合が多いのです。

相手と自分との違いを知り、相手が見ている景色を一度同じ目線で見えてみることでできたなら、新たな発見や気づきがあるはずですし、今の自分自身について深く知ることもできます。

アイデンティティは、異なる文化や慣習、社会背景に出会い、自分と他者の共通点や相違点を知ることによって更新されていきます。

様々な地域性や身体的特性、精神的特性を持つアーティストと出会ったり、様々な作品に触れることは、異なる文化や社会的背景、価値観や感性と出会うことになり、自分自身や自分達が住むまちの特性を再発見する機会になります。

みんなの劇場は、多様性の中で自分と他者の違いに気づき、自分を再発見できる場となります。

3. 人・ことに興味を持ち、対話を広げる

近年、「対話」という言葉にスポットがあてられることが多くなりました。

対話とは、異なる価値観や思考を持った人と情報を交換し、価値観をすり合わせていくという意味もあります。

また、対話には「相手に興味をもち」、「相手の価値観を受け入れ」、「新しい答えやつながり方を創り出していく」という重要な要素があります。

多くの人にとって、芸術作品の鑑賞は自分にとって面白かったか、心地よかったかといった自分の中だけで消費されるものとなりがちですが、100人いると100通りの受け取り方があるといってもよいほど、人の価値観や視点には違いがあります。たくさんの人が評価する作品もありますが、そうでない作品もあるように、芸術作品の価値は見る人の生き方や心の中にあるのです。

そのような価値観や視点の違いを受け入れ、すり合わせながら自分の中で新しい捉え方を創り出していくような対話を通じた鑑賞は、自分の中で新たな世界の広がりを生んでいきます。

自分以外の人があるがどのように受け取り、どのように感じたのかなど、様々な感性や価値観の交換を行うと、「なるほどそういう見方もあるのか！」と驚くような発見をすることもあります。

また、芸術作品は、作り手が直面した様々な疑問や自己矛盾との葛藤、あるいは新しい気づきや発見の断片から生み出されたものともいえます。私達は芸術作品を鑑賞する時、作品としての「もの」を鑑賞していますが、実はその奥には作品が完成するまでの「こと」が幾重にも積み重ねられています。

出来上がった「もの」としての作品を鑑賞すると同時に、芸術作品が出来上がるまでの「こと」も含めて鑑賞・体験することは、作り手が積み重ねてきた関係性や物語と出会うこととなります。

それは、今まで自分がどういう人生を歩んできたのか、社会や地域とどうかかわってきたのかということと問われると同時に、これからどういう人生を歩んでいくのか、社会や地域とどうかかわっていききたいのかなど、芸術作品を通じた自分自身との対話となり、新しい気づきを得たり、固定観念が変化するなど、人間の幅を広げていくものとなります。

みんなの劇場は、「人」や「こと」に興味をもって対話ができる機会を提供し、世界観を広げていける場となります。

4. 出会いからつながりを、集いから交流を創出する

良い人間関係は、やる気や幸福感など、人間の本質的な部分を向上させ、生活や仕事の質にいい影響を与えるばかりか、健康な心や体を育んだり、脳機能の低下を軽減するという研究結果があります。

また、様々な年齢や職業、価値観の持ち主など人間関係の中の多様性が高いほど、創造性や生産性が向上するといわれています。

出会いや集いの機会は普段の生活の中にもたくさんあるものです。しかし、出会いや集いを、つながりや交流に変えることは意外と難しいことかもしれません。

全く見知らない者同士が初めて出会った瞬間の気まずい状態を乗り越えるためには、お互いの接点がどこにあるのかという共通項を探すことが必要です。

多くの人は異なる価値観や世界観、社会的背景の持ち主と出会った時、そう簡単に共通項を見つけることはできません。

では、つながりを持つためにはどうすればいいのでしょうか。

演劇や映画を見て、自分とは全く異なる生き方をしている主人公や、経験したことのないストーリーに感動できるのは、主人公の体験や経験を知り、その物語を追体験することで、自分と共通する部分を見つけ、共感できるようになるからです。

このように、つながりをつくるためには、表面だけではわからない自分と他者の共通項をどうやって見つけていくかが鍵となります。

一方で、共通項は新しくつくることもできます。一つの目的や目標に向かって共同作業をしたり、助け合ったりするだけでも、普通の付き合い以上の心のふれあいが生じることがあります。

演劇やダンス、音楽などは、絶対的な正解があらかじめ決まっていないという特性を持っています。正解があらかじめ決まっていないということは、間違っている人や排除される人がいないということです。そのような特性を、体験の共有やコミュニケーションの媒体として取り入れることで、見知らない者同士の壁を取り払い、新たな共通項をつくることのできるのです。

みんなの劇場は、出会いと集いの間に文化芸術を使った体験を取り入れることで、新しいつながりと交流を生み出し、創造的なまちを形作っていきます。

5. 好奇心を探求し、楽しいを見つける

楽しく人生を過ごすためには、自分の心に忠実に、心の底から楽しいと思えるものや場所が必要です。

楽しいと感じたことや心に響いた体験や経験が、能動的な学びや目的を持って取り組むということにもつながっていきます。

良い学歴を得るためだけに嫌々勉強をしたり、お金やもののためだけに仕事をするのではなく、好奇心をもって楽しみながら取り組めたら、おのずと目的や夢ができるものです。

もし、今楽しめることが見つからないのであれば、いろいろなことに触れ、経験し、感じる機会を増やし、その中から「楽しい」や「ワクワク」を見つければいいのです。

人間は本来、新しいものや新しいことに対して好奇心を持つことができる生き物です。誰もが子どもの頃は新しいもの、知らないものに対して目を輝かせながら没頭できたはずで、大人になると常識や自分の枠を作ってしまったたり、時間や社会的な制約の中で好奇心を失いがちですが、大人になってもまだまだ知らない世界がたくさんあります。

自分の中の好奇心を意識的に思い出し、好奇心の赴くまま世界をもう一度体験しに行きましょう。たくさんの人やもの、ことと出会う中で、自分の中で反応するアンテナや引っかかるフックが増えてくるはずで、その中で「これだ！」という気づきが得られた時、その面白さは何にも代えがたいものです。

長い人生において、「新しいことを学び、新しいスキルを身につけていく」ことが必要だともいわれていますが、「新しいことを楽しみ、新しいスキルを身につけていく」ことができれば充実した人生だと感じられると思います。

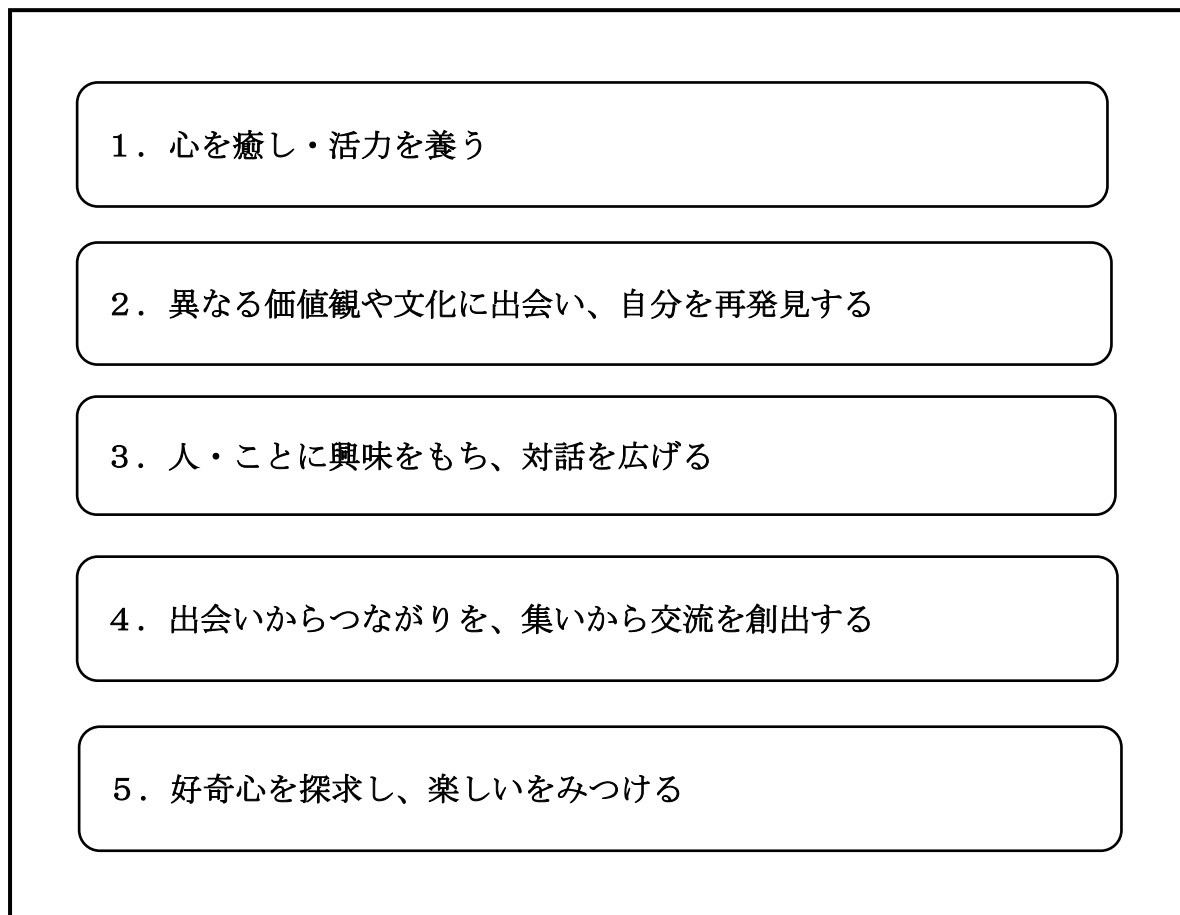
一人でも多くの人が、前向きな気持ちで「楽しい」を探求し続け、視野を広げたり、新しい気づきに出会い続けられることが、人口減少や超高齢社会においても、一人ひとりの豊かな人生と持続可能な社会を形成するための基盤となります。

みんなの劇場は、常に好奇心を探求し続けることができるステージを準備し、人生に充実感を与える場となります。

Ⅱ 事業方針

基本方針を達成するために、みんなの劇場で行う事業と事業方針は、次のとおりとします。

【基本方針】



5つの基本方針（戦略）は次の6つの事業によって達成します。

【事業】

各々の事業方針は事頁から示します。



1. 鑑賞事業

① あらゆる年代の人が、幅広いジャンルの舞台芸術を体験できる機会をつくる

子どもからお年寄りまで、全ての世代の市民が、様々な舞台芸術を鑑賞できる機会を増やすために、幅広いジャンルの作品を上演します。

② 身体的、心理的、社会的理由等で劇場に行きにくい人をなくす

小さい子どもがいる家庭や、障害のある方など、普段は鑑賞に行きづらいと感じている方も、生の舞台芸術を体験、体感できるよう、鑑賞環境や条件を工夫し、それぞれの要因を気にせず一体化できるような仕組みや取組みを行い、多くの人が劇場に来ることを楽しみにできるよう配慮します。

2. 創造事業

① アーティストが滞在し、作品を創造する（アーティストインレジデンス）

県外や海外からアーティストを招聘し、丸亀という文化を日常的に感じてもらいながら、新しい作品を創造することで、丸亀から文化芸術を発信していきます。

また、劇場内だけではなく、劇場の外を含めた「まちなか」が劇場になるような仕掛けを行い、市民が日常生活の中でアーティストという様々な個性や価値観と出会える環境を作ることで、創造的な市民を増やし、新しい「おもしろい」が生み出される気運を醸成します。

② 市民とアーティストが体験を共有し、作品を創造する

市民とアーティスト、市民同士が対話をもとに新しい作品を創造し、発表できるような事業を行います。人々の中に生まれる関係性や、作品が出来上がるまでの過程を大切にし、発表や上演などを通じて自分と他者、自分と社会の関係性に変化を生み出し、自己肯定感や自信が持てるとともに、新しい世界観を得られるような枠組みを構築します。

3. 育成事業

① 若手アーティストを育成する

市内、県内の若手アーティストが劇場外イベントや、参加型イベントなど市民により近い場で活動できる環境を整備するとともに、劇場で自らの作品を発表及び上演できる機会を設けます。

また、市民や地域にとって社会的意義がある、若手アーティストの活動は、劇場と協働できる仕組みを構築します。

② 地域や社会と文化芸術をつなぐ人材を育成する

文化芸術と地域をつなげられる人材や、自分達のスキルを社会に還元できる人材を育成し、様々な人がつながる仕組みを構築します。

4. 参加型事業

① 誰もが参加できる機会をつくる

演劇やダンス音楽等の要素を用いたプログラムで、年齢や性別、社会的な地位、障害の有無、国籍の違いなどを越えた、新しい出会いの機会を創出します。

また当たり前前の出来事や世界観を、新たな考え方や価値観の獲得を通じて、リメイク（創り直し）できるような機会をつくります。

② ニーズや対象に応じたアプローチを行う

参加型事業は例えば、次のようなニーズや対象に応じて行います。

- ・ 児童、生徒のための参加型事業
- ・ 子育て中の親子のための参加型事業
- ・ 障害者のための参加型事業
- ・ 外国人のための参加型事業
- ・ 高齢者のための参加型事業
- ・ 心と体の健康につながる参加型事業
- ・ コミュニケーション能力向上につながる参加型事業
- ・ 舞台芸術に関するスキルアップができる参加型事業

5. 劇場外事業

① 劇場に来られない環境の人へ届ける

丸亀市は南北に長く、島しょ部も有していることから、みんなの劇場が整備される中心市街地に心理的な距離感を持っている人もいらっしゃいますので、学校やコミュニティセンター等、既存の公共施設等を利用し、劇場外でも舞台芸術に触れられる機会を確保します。

また、高齢や障害等、身体的理由等で劇場に来ることができない方へは、高齢者福祉施設や障害者支援施設へ出向き、舞台芸術に触れられる機会を確保します。

② 様々な分野や機関に対してアプローチを行う

教育や福祉、医療など、あらゆる分野の課題やニーズに劇場からアプローチしていきます。特に、人と人をつなげる誘発材としての機能により、小さなつながりや緩やかなつながりを生み出し課題解決の糸口を創ります。

6. 貸館事業

① 地域の文化芸術活動を底上げする

文化芸術活動を行うために必要な設備や機材が整った空間を提供することで、地域の文化芸術活動者を支援します。

また、事業制作に精通したスタッフが経験と見識を活かして、催しを開催するための技術的なアドバイスや、協力先の提案などを行い、市民の自発的な文化芸術事業の促進を図ります。

② 個人の趣味の枠を超えた市民間交流を促進する

様々な目的で集う人達が、自分達の活動だけにとどまらず、他の活動を知り、出会うことで、地域住民間の交流を促進します。

第2章 組織計画

I 運営組織計画

1. 運営組織に必要な能力を持った人材

劇場には、総務・経理を行う者や企画制作を行う者、舞台技術の専門家等、様々な能力を持つ人材が必要になりますが、みんなの劇場の基本方針を具体的に実行するため、特に必要と考えられる人材や役割は次のとおりです。

(1) 運営責任者（館長）

みんなの劇場の基本理念をしっかりと理解し、公設の劇場が行う投資に対し、その効果や収支のバランスを考えながら経営できる人。また、文化芸術界への人脈と現場的知識を持ち、職員がそれぞれの能力を発揮できる環境をマネジメントできる人材

(2) 芸術監督

文化芸術作品を招聘、創作し、すべての事業における水準に責任をもてること。また、自分自身や地域、社会としっかりと対話を行い、新しい意味や価値を見つける視野と、自らも常に変化しながら人と関わる覚悟を持ち、ニーズの把握、課題や問題の発見と解決手法を模索し先導できる人材

(3) アートマネージャー

教育や福祉、医療等、様々な分野へ自らが出向き、それぞれの現場で起こっていることを感じ取ることができ、劇場や文化芸術が関わることによって問題を解決する糸口を見つけられる能力を持ち、地域や市民と劇場を繋ぐ役割を担う人材

(4) メンター

心に深い傷を負っている人や、誰も信用できなくなってしまった人、家庭や社会との関わりの中で表現する方法を獲得する機会がなく、暴力的になってしまった人など、様々な理由で社会から孤立している人や孤立しかかっている人達の体験や心境を理解し受け止めながら伴走できる人材

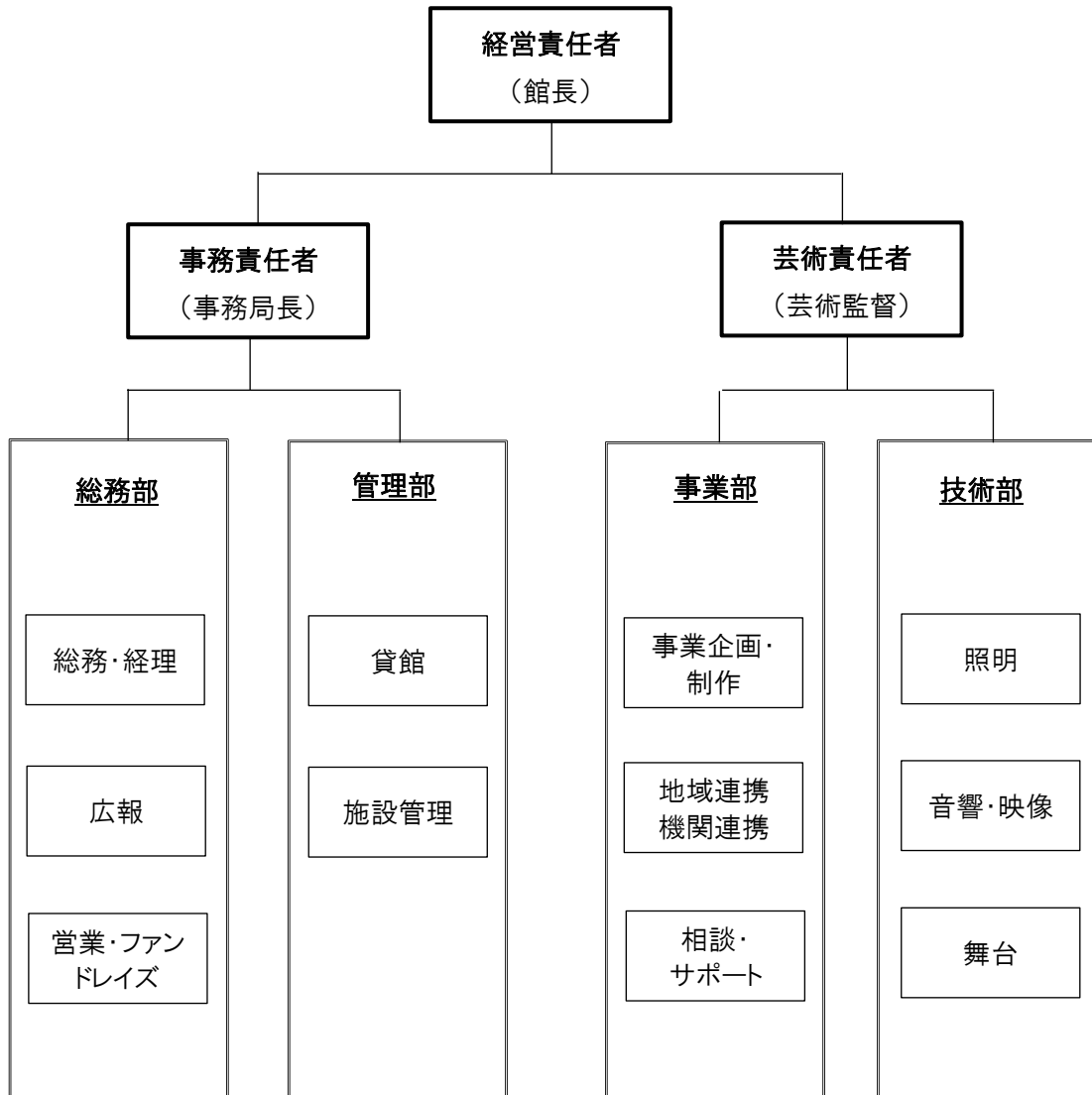
(5) ファンドレイザー

みんなの劇場が行う事業に関する社会的意義を理解し、社会貢献をしたいと考えている個人や企業等と劇場を繋ぐ役割を担います。劇場が行う事業を広報し、社会課題を解決するための資金を集めるとともに、事業の成果や効果について整理し、報告できる人材

2. 組織のイメージ

(1) 組織図

運営主体のイメージを図に表すと、次のとおりとなります。



3. 運営主体

現在、公の施設の管理運営に当たっては、行政による直営又は指定管理者制度の導入を選択することになっています。

劇場は、文化芸術活動の拠点として主体的に事業を実施する施設であり、その運営に当たっては、文化芸術に特化した専門性の高い知識や技術、経験が求められます。

劇場の基本理念を達成するため、基本方針や事業方針に基づく事業を展開するとともに、効率的かつ適切に管理運営を実施する必要がある、更には運営組織に必要な人材を確保できる運営主体を選定する必要があります。

運営主体については、経済性や事業、サービスの実現性、継続性の観点も求められることから、指定管理者制度の導入を検討していきます。

(1) 運営主体を考える際に留意すべきこと

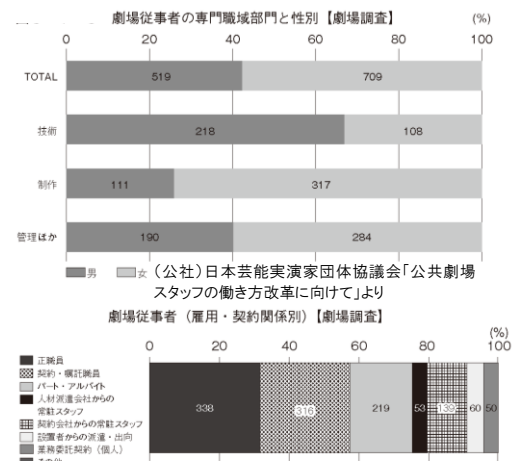
運営主体を考えるにあたって特に留意すべきことは、次のとおりです。

1) 人が育ち、働きやすい労働環境づくり

(公社)日本芸能実演家団体協議会が平成 29 (2017) 年に発行した『公共劇場スタッフの働き方改革に向けて』によると、国内の主要劇場 21 館(公共劇場舞台技術者連絡会加盟館)の従事者は女性の割合が高くなっています。また、正規職員は 3 割にとどまり、非正規雇用が多くなっています。

勤務が長時間になりがちな劇場の現場において、十分な給料、安定した雇用がないと、家庭を持って働くことは難しくなります。特に女性は出産等を機に契約更新されずに職を失う場合や、出産後に勤務できても劇場の公演が集中する夜間、休日に子どもを預ける先がない状況も見受けられます。

運営主体の如何によらず、有能な人材が就職し、育ち、安心して働ける環境づくりが劇場の運営の成否を分けると言っても過言ではありません。



2) みんなの劇場における「専門性」の確保

みんなの劇場は各種事業の企画運営、舞台技術や管理、広報宣伝やファンレイズなどの専門的な業務に対するスキルを有するだけでなく、地域とのつながりづくりやコミュニケーション能力に長ける人材が必要です。

良い人材が「働きたい」と思える雇用環境をつくることや、若手職員をじっくり育成してノウハウを継承していく体制づくりが求められます。

Ⅱ 他組織との連携と関係構築

みんなの劇場は、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業等、様々な分野と有機的にかかわることで、持続可能で幸福に生活できる社会の仕組みを創造することが求められます。

ここでは本市において特に協働を進めていくことが重要である分野についてのみ明記しますが、他の機関や組織との連携も進めていきます。

1. 大学との連携

現在、本市や瀬戸内中讃定住自立圏（丸亀市・善通寺市・琴平町・多度津町・まんのう町）では、県内の3大学、1大学校（香川大学、四国職業能力開発大学校、四国学院大学、香川短期大学）と連携し、「協働によるまちづくり」を進めています。大学等には専門的な知識や情報、ノウハウ等が集積しており、地域課題に対する助言を得ることは地域や劇場にとっても大きな力となります。

また、大学側にとっても劇場が行う様々な事業や成果を教育、研究活動へのフィードバックすることが可能となる他、学生が劇場の特殊性や専門性を学んだり、実際に地域に出向き多様な分野へのアプローチを行う等、劇場とのつながりを模索する体験を通じて、学生自身が地域に愛着を持つ機会となり、未来の担い手が育つ等様々なメリットが考えられます。

劇場は、文化芸術の力を届けるとともに、地域課題の解決に向けて専門分野を問わず、県内外の大学と連携できる体制を整えます。

2. 医療機関との連携

医療・介護については、病院や在宅系サービス、施設居住系サービスなどの専門的機関が連携した取り組みに加え、予防・生活支援については、地域コミュニティ、NPO、ボランティアなどによるサービスの充実も求められています。

これまでに医療機関に対して実施したヒアリングにおいても、医療機関へのニーズの増大と多様化が著しく、様々な主体と連携した活動や情報交換の必要性があげられています。

医療機関での文化芸術活動を促進することにより、地域住民が集い、医療や健康に対する意識啓発のきっかけになるとともに、長期療養者が院外の人と交流する貴重な機会にもつながります。

とりわけ、疾病、傷病により入院の必要があり、通学が困難な児童・生徒への学習支援や劇場外活動で様々なワークショップを通して、一般児童・生徒とのつながりを創り、保つための取組は、患者自身だけでなく、その家族の心の緊張をどれほど緩めることでしょうか。

劇場は医療機関と連携し、病院での生活を余儀なくされても希望を持ち、心を励ます、心の元気を取り戻す文化芸術の様々な取組みを実現します。

また、近年子どもの発達障害に関する案件が増加傾向にあり、市内NPOと医療機関、専門家等との協働による様々な相談事業が実施されています。また、医療従事者からは、来院する前に子どもと家族のつながりを見直すことが必要と指摘する声も寄せられています。

みんなの劇場は、医療の前後にある場として、つながりを修復し、再生する機会を提供するいわゆる「社会的処方」について、医療機関や専門家と連携してその実践を目指します。

3. 福祉機関との連携

生活環境や医療技術の向上により、日本人の平均寿命は平成 30（2018）年時点において、女性 87.32 歳、男性 81.25 歳となっていますが、内閣府公表の高齢者白書によると、平均寿命は今後も伸びていくと予想されています。

さらに、少子化の影響もあり、令和 7（2025）年には日本の高齢化率は 30%を超えると予想されており、社会保障費の増加が大きな課題となっています。

これらの課題に対し、人々が健康で幸せに暮らすためには、良い人間関係を持つことが最も効果的であり、そのことは脳機能の低減を抑制する効果もあるという研究報告もあります。

劇場が、文化芸術を介しながら新たなつながりを創り、社会参加を促す機能を最大限発揮することで、これらの問題解決に大きな役割を果たしていくことができるといえます。

少子高齢化社会の中で、誰もが豊かで健康に暮らせる長寿社会の実現は、社会的コストを抑制するだけでなく、一人ひとりの生産性を向上させ、経済の発展にも寄与することだと言えます。

また、多くの障害者支援施設では、まだまだ、一般社会の通念や経済的不安定など様々な課題や閉鎖的な環境と日々戦いながら活動を続けているという実態もあります。

障害のある人が豊かな生活を送るためには、施設の中だけで過ごすのではなく、地域の人と触れ合ったり、交流の機会を持ったり、障害のある人の魅力を伝えられる機会を増やすことが大切です。

劇場は文化芸術の鑑賞や創造活動などを通じて、誰しものが対等な立場で相互理解ができ、お互いに作用し合う関係を構築するなど、新たな社会のあり方を創出するための役割を果たしていきます。

4. 教育機関との連携

平成 29・30 年改訂学習指導要領においては、子どもたちの生きる力を育むために、自ら課題をみつけ、自ら学び、自ら考え、判断して行動できる力を身につけることが明記してあります。

これらを獲得するために必要な、主体的、対話的で深い学びの要素は、文化芸術の鑑賞や創造、体験の共有を通じて行われる対話の要素と同じです。

また、子どものころに、様々なことを体験し、感じ、考えることは、豊かな感性や忍耐力、社交性、自尊心などの非認知能力を育みます。

劇場と教育機関が連携することにより、全ての子どもたちに様々なジャンルの文化や芸術に触れる機会を提供し、子どもたちの豊かな人間性を育むための仕組みをつくっていきます。

5. 市民団体等との連携

丸亀市では、昭和 28 年に丸亀市文化協会が発足するなど、本市文化芸術の振興に寄与する市民の団体が長く活動を続けています。市民の主体的な活動が連綿と続いていくことがまちの文化となり、固有のアイデンティティにつながります。

本市においては、丸亀市自治基本条例や丸亀市文化振興条例、信頼で築く丸亀市さわやか協働推進条例などにより、ゆとりと豊かさの満ちあふれた活力あるまちづくりに資することを目指し、市並びに市民、市民団体及び事業所の役割を明らかにするとしています。

みんなの劇場の基本理念を達成するためには、多様な主体がそれぞれの役割を果たせる仕組みが必要であるとともに、参加参画の機会が常に開かれた状態であることが求められます。

これまでに文化芸術活動団体へのヒアリングでは、それぞれの活動の場の確保、舞台芸術活動の充実など、活動環境の向上に対するご意見が多数寄せられていると同時に、文化芸術活動の後継者不足など喫緊の課題も抱えていることや、文化芸術活動の魅力創出や情報発信が求められていることがわかりました。

一方、地域課題の解決に取り組む団体、NPO へのヒアリングでは、活動団体同士の情報共有や連携が不足しており、それぞれの団体が持つ特性が十分に生かされていないこと、相互作用を生む活動につながらず、活動が頭打ちになっている実情がうかがえます。

みんなの劇場では、文化芸術活動に携わる団体と連携し、本市の本質的な文化振興を図るとともに、多様なテーマで活動する団体との協働により、地域の課題や社会課題の解決、解消に向けて、文化を基軸に据えた様々な活動や事業を実践します。

また、活動・事業の計画、実施、評価、改善のすべてのプロセスに対し、市民や市民活動団体が参画できる仕組みと体制を構築するとともに、地域と劇場をつなげる市民や市民団体等を養成していきます。

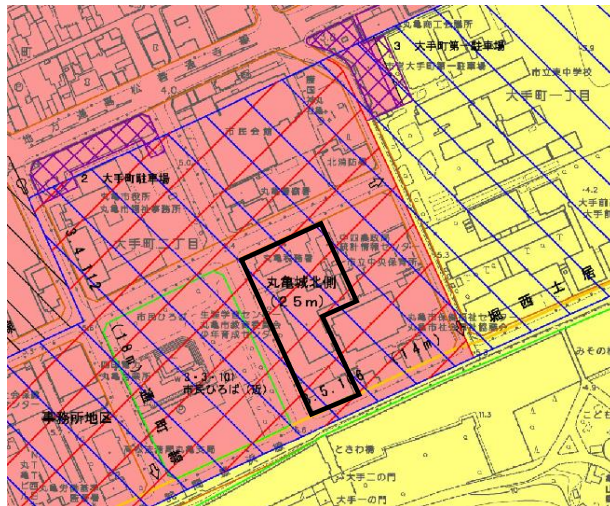
第3章 施設計画

I 建設予定地

みんなの劇場は、現在の生涯学習センター、丸亀税務署の跡地に整備することを予定しています。

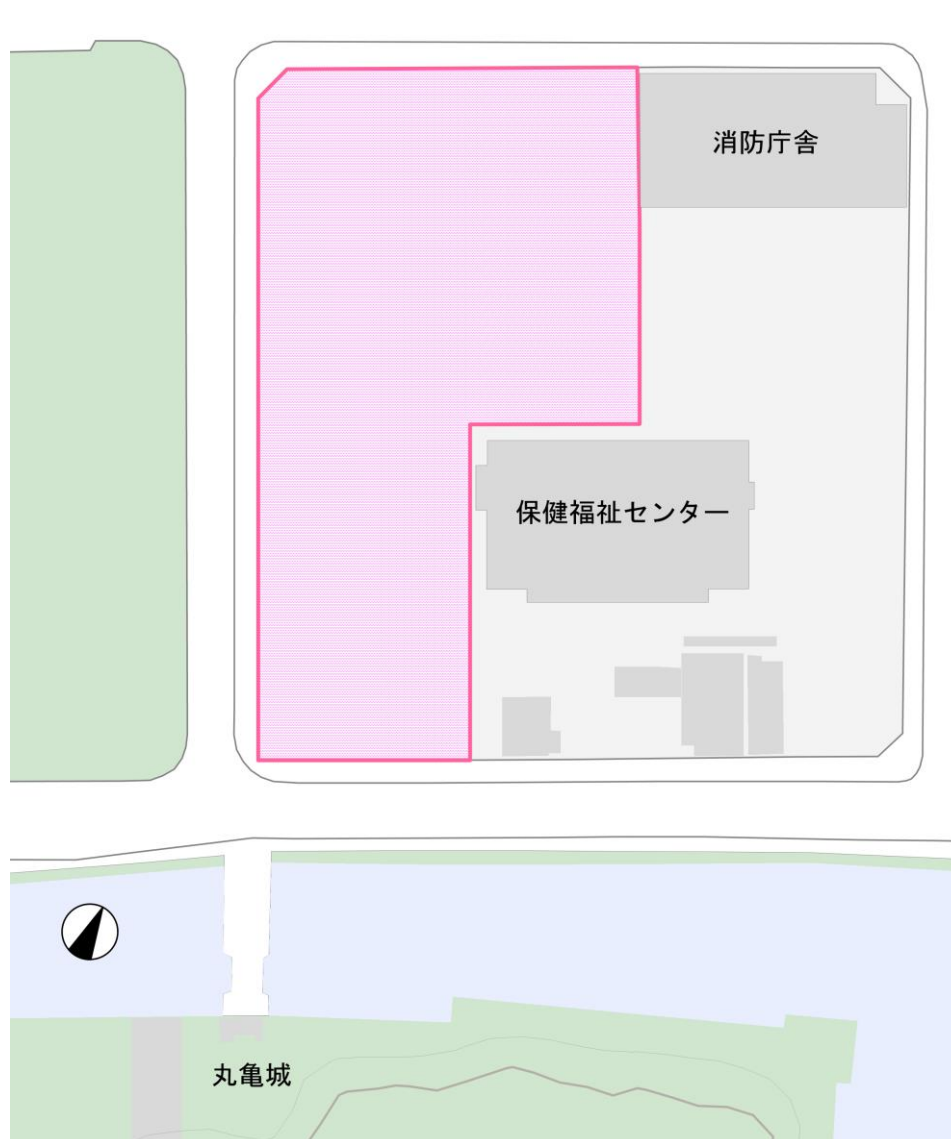
1. 敷地概要

所在地	香川県丸亀市大手町二丁目11番他8筆（一部除外となる可能性あり）
敷地面積	約7,200㎡
用途地域	商業地域
建ぺい率	80%
容積率	400%
地区計画等	準防火地域、駐車場整備区域、高度地区（25m）、事務所地区



2. 敷地区

みんなの劇場の敷地は下図のとおりです。



3. 適用法令等

本敷地に関して遵守すべき基本的な法令等は、下表のとおりです。

(計画内容によっては、該当しない場合があります。)

(1) 国の法令等

建築基準法、同施行令、同施行規則

都市計画法

消防法、同施行令

興行場法、同施行規則

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律、同施行令、同施行規則

駐車場法

都市緑地法

屋外広告物法

電波法

道路法

水道法、下水道法、水室汚染防止法

地球温暖化対策の推進に関する法律

エネルギーの使用の合理化等に関する法律

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律

都市の低炭素化の促進に関する法律

都市の低炭素化の促進に関する法律施行令、同施行規則など

(2) 香川県の例規等

建築基準法施行条例、同施行細則

興行場における公衆衛生上必要な基準及び衛生措置の基準に関する条例

興行場法施行細則

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行細則

香川県福祉のまちづくり条例、同施行規則

香川県障害のある人もない人も共に安心して暮らせる社会づくり条例、同施行規則

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則

都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則など

(3) 丸亀市の例規等

丸亀市景観条例、同施行規則

丸亀市環境基本条例

丸亀市中高層建築物の建築に関する条例、同施行規則

丸亀市事務所地区建築条例、同施行規則

丸亀市建築物における駐車施設の附置に関する条例、同施行規則

その他関連法令、条例及び規則等

Ⅱ 施設計画

1. 基本方針

みんなの劇場の整備に当たっては、次の方針を遵守して取り組むものとします。

(1) 周辺施設との機能整理

(仮称) 市民交流活動センターや保健福祉センターとの機能分担や、円滑な移動ルートの確保に配慮します。

また、市民ひろばを一体的に利用することにより、劇場に必要な機能を確保しつつ開放的な環境を整備します。

(2) 誰もが訪れやすく、使いやすい施設

高齢者や車椅子を利用される方、外国籍の方、親子連れの方など、来館や施設利用に際して負担が生じる可能性が高い方も利用しやすいように、ノーマライゼーションの考え方に基づいたバリアフリー、ユニバーサルデザイン、案内表示の多言語化などを推進します。

(3) 丸亀城へ向かうルートの魅力を高めるデザイン

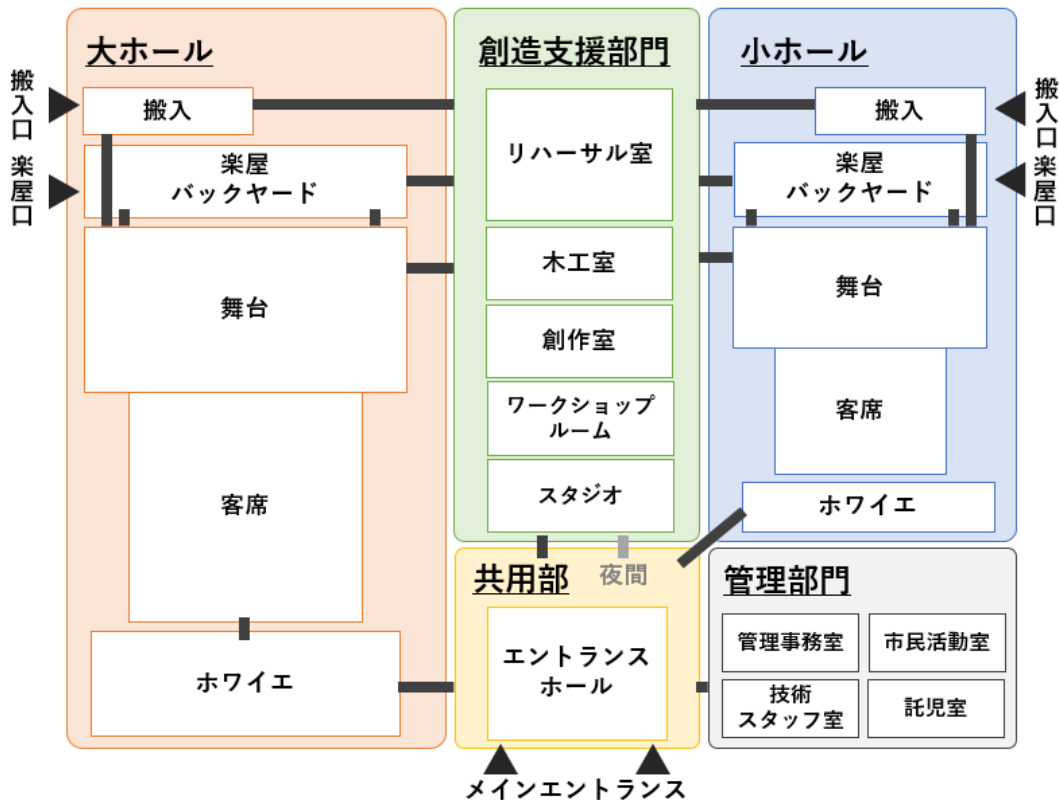
みんなの劇場は、丸亀駅から丸亀城へ足を運ぶ方が歩くルートに接しています。丸亀城への眺望を意匠的、視線的に妨げることのないよう、建物の高さや配置、デザイン等に配慮しつつ、固有の魅力を持った施設にします。

(4) 環境負荷の低減

自然エネルギーの活用、LED など照明の高効率化、日射の調整による空調効率の向上など、環境負荷の低減やランニングコストの抑制を推進します。

2. 部門構成

基本理念や自主事業計画の実現に必要な機能を部門ごとに分け、関係性を整理すると下図のとおりとなります。それぞれの部門が独立して機能を担いつつ、有機的に連携できるような配置を検討します。



3. 部門計画

(1) 鑑賞・発表部門

1) 大ホール

大ホールは、クラシック音楽、演劇、舞踊、伝統芸能等の幅広い舞台芸術の公演に高水準に対応できる施設とするため、特に、舞台周りのしつらえや設備機能を充実させます。

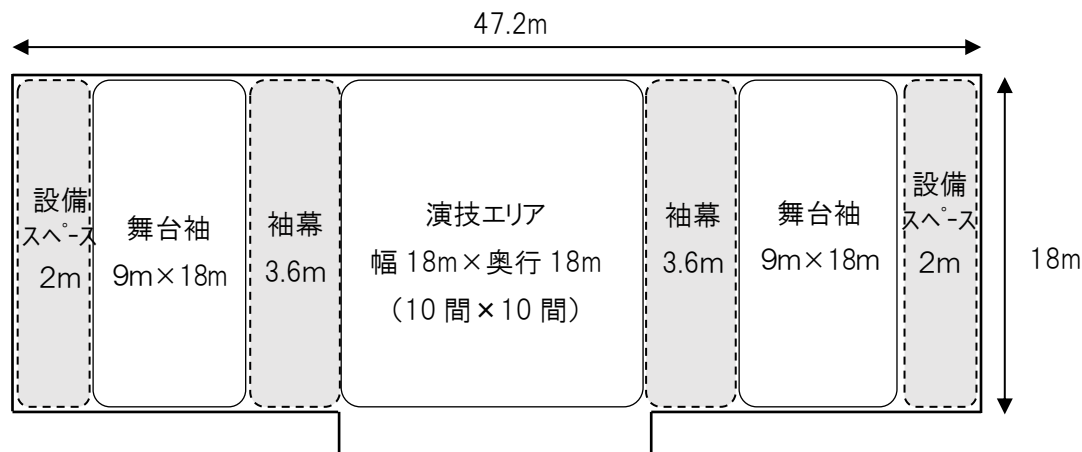
① 客席

- ・ 客席数は1,100席から1,300席程度で検討し、固定席とします。
- ・ 客席椅子の幅、前後列の幅にゆとりをもたせ、快適に鑑賞できるとともに、すべての客席から舞台全体が見える客席配置とします。
- ・ 車いす席に加え、車いすに対応できる取り外し可能な席を複数個所、また1列分以上設けます。
- ・ 一般客席を利用したい車いす利用者などの乗り移りが容易にできるよう、一部の客席にひじ掛け跳ね上げ式などを採用します。
- ・ 客席の前列から数列を取り外し可能な席とし、前舞台を設置できるようにします。
- ・ 車いすでの舞台へのアクセスができる計画とします。
- ・ 車椅子やストレッチャーでのアクセスも可能な個室の鑑賞室を2室程度設けます。

- ・ 親子室を設けます。

② 舞台、舞台周り

- ・ 演技エリアは幅 18m（10 間）、奥行き 18m（10 間）程度とします。
- ・ 舞台の全幅は 47.2m 程度とします（下図参照）。



- ・ 舞台開口部（プロセニウム）の高さは 10m 程度としますが、演劇等で利用する際は、7.2m 程度まで高さを下げられるようにします。
- ・ クラシック音楽、声楽、合唱等（生音）に対応するための音響反射板を設置し、生音の響きに配慮します。その反面、音響反射板を収納して行う講演や電気音響の催し（ポップスコンサート等）においては、音がクリアに聞こえるよう配慮します。
- ・ フライタワーを設け、吊物等を舞台上に吊り込み、メンテナンスや機器を置くためのスノコ（ぶどう棚）を設けます。
- ・ 舞台に近く、段差なくアクセスできる位置に舞台備品庫とピアノ庫を設けます。ピアノ庫については、2 台程度収納が可能であり恒温恒湿に保てるようにします。
- ・ オーケストラピットを設置することも検討しますが、使用頻度などを考慮し、ピットの一部を昇降式にするなど、維持管理費を抑えられる仕様を検討します。

③ ホワイエ

- ・ 観客が開演前や休憩時間にくつろげる空間とします。
- ・ 公演のグッズ販売時にも対応できる規模を検討します。
- ・ 主催者用事務室、ホワイエ周りで使用する備品の収納庫を設けます。
- ・ 休憩時間内に円滑にトイレが利用できるよう、特に女性用のトイレの数に配慮するとともに、ユニバーサルトイレを設置します。
- ・ ホワイエでのミニコンサートができるように電源等を設けます。
- ・ ホールの利用がないときは、ロビー等の共用部と一体的に利用できるようにします。
- ・ ドリンクカウンターの設置については、利用頻度を踏まえて検討します。

④ 楽屋等

- ・ 大楽屋(2室)、中楽屋(4室程度)、小楽屋(4室程度)を設けます。一部の楽屋については、間仕切りによって大きさを変えられるようにします。
- ・ 主催者側の控室を設けます。
- ・ 関係者が出入りする楽屋入口、出演前にくつろぐ楽屋ロビー、出入りをチェックする楽屋事務室、出演者用の楽屋トイレ、給湯、楽屋まわりの備品を納める楽屋備品庫等を適切に設けます。
- ・ 楽屋が不足する場合には、セキュリティエリアを変えることで、リハーサル室、練習室等の創造支援部門の諸室を楽屋として利用できるよう配置に配慮します。
- ・ ホールの利用がない場合には、動線、セキュリティ上問題のない楽屋については単独で会議・練習等の利用に貸し出せるようにします。

⑤ 搬入ヤード

- ・ 舞台に出来る限り短い距離で、段差なく搬出入できる位置に搬入口と荷捌きスペースを設けます。
- ・ 11tトラックが1台以上、スムーズに荷捌きスペースに入るものとし、天候に左右されず荷卸し及び荷積みができるようにします。
- ・ トラック後方だけでなく、横からも荷卸し及び荷積みができるよう、ウィング式のトラックにも対応できるスペースと高さを確保します。

2) 小ホール

演劇やダンス、寄席など、舞台と客席がより近い鑑賞環境がもとめられる公演に対応するものとしませんが、生音の音楽など幅広いジャンルにも対応できるよう考慮します。

① 客席

- ・ 客席数は250席から300席程度の固定席とします。
- ・ 客席椅子の幅、前後列の幅にゆとりをもたせ、快適に鑑賞できるとともに、すべての客席から舞台全体が見える客席配置とします。
- ・ 車いす席に加え車いすに対応できる取り外し可能な席を複数個所設けます。
- ・ 一般客席を利用したい車いす利用者などの乗り移りが容易にできるよう、一部の客席にひじ掛け跳ね上げ式を採用します。
- ・ 車いすでの舞台へのアクセスができる計画とします。
- ・ 客席の前列から数列を取り外し可能な席とします。
- ・ 車椅子やストレッチャーでのアクセスも可能な個室の鑑賞室を1室から2室程度設けます。
- ・ 親子室を設けます。

② 舞台、舞台周り

- ・ 演技エリアは幅 10.8m（6間）、奥行き 10.8m（6間）程度とします。
- ・ 舞台の全幅は 21.6m程度とします（次図参照）。



③ ホワイエ

- ・ 観客が開演前や休憩時間にくつろげる空間とします。
- ・ 主催者用事務室、ホワイエ周りで使用する備品の収納庫を設けます。
- ・ 女性用のトイレの数に配慮するとともにユニバーサルトイレを設けます。
- ・ ホールの利用がないときは、ロビー等の共用部と一体的に利用できるよう検討します。

④ 楽屋等

- ・ 大楽屋、小楽屋をそれぞれ2室程度設けます。
- ・ 出演者用の楽屋トイレ、給湯、楽屋周りの備品を納める楽屋備品庫等を適切に設けます。
- ・ 楽屋が不足する場合には、セキュリティエリアを変えることで、創造支援部門の諸室を楽屋として利用できるよう検討します。
- ・ ホールの利用がない場合には、楽屋を単独で会議・練習等の利用に貸し出せるよう動線、セキュリティ方法について十分検討します。

⑤ 搬入ヤード

- ・ 舞台に出来る限り短い距離で搬出入できる位置にサブ搬入口を設けるか、大ホールと搬入ヤードを共有できるように配置します。
- ・ サブ搬入口を設ける場合には、4 t程度のトラックによる搬出入に対応できるようにします。

(2) 創造支援部門

1) リハーサル室

- ・ 大ホールの主舞台と同等の大きさで十分な高さを持つリハーサル室を1室設けます。
- ・ 壁面ミラー、バレエバーを設置しますが、必要に応じて隠せるようにします。
- ・ 大・小ホールと併用しやすい位置に配置します。
- ・ 小規模な公演、公開練習等が可能な設備（照明、音響等）とそれらの機材が設置可能なしつらえとします。

2) 練習室・ワークショップルーム

- ・ 器楽・合唱等の生音、バンド等の電気音響、演劇、舞踊等の練習で利用できるよう、練習室やワークショップルームを配置し、それぞれの利用目的に応じた規模を検討します。
- ・ 大小ホールの楽屋不足時、又はリハーサル室やロビー等で公演を行う際などに楽屋として利用できる位置に配置します。
- ・ 一部の練習室については、閉館時間帯にも外から共用部を経ずに個別の部屋にアクセスして利用できる配置や仕組みについても検討します。

3) 木工室

- ・ 舞台美術、大道具、小道具の製作、木工、彫刻、DIYなどに利用できる木工室を1室設けます。
- ・ ホールとの併用、単独利用、いずれも可能な位置に配置します。
- ・ 室内に塗料に対応できる作業流し台、工具用電源などを設置します。

4) 創作室

- ・ 舞台美術（描画、彩色、縫製等）の製作、衣裳製作、美術、生け花等に利用でき、会議室や制作室（公演やイベント等の事務局機能として利用する部屋）としても利用できる創作室を1室設けます。
- ・ ホールとの併用、創作室単独利用いずれも可能な位置に配置します。
- ・ 室内に塗料、染色に対応できる作業流し、洗濯機・乾燥機置場などを設けます。

(3) 憩い・交流部門

1) ロビー

- ・ 丸亀城側と市役所側、双方から出入りしやすく、各部門をつなぐ位置にロビーを設けます。
- ・ 大小ホールのホワイエと一体的な作りとすることで、空間の広さを感じられるつくりとします。
- ・ 様々な目的で訪れる人が滞在しやすいように、空間に圧迫感を与えない程度に机や椅子等を配置します。

(4) 管理部門

1) 管理事務室、舞台技術スタッフ室

- ・ 劇場の職員が業務に従事する管理事務室を設けます。
- ・ ロビーに面した開放的な受付カウンターを設け、インフォメーション、プレイガイド、ヘルプデスクとして来館者の相談対応、ロビーを訪れる人々の見守りができるようにします。
- ・ 舞台技術職員が事務業務や待機をするための部屋を設けますが、管理事務室と一体的な執務スペースとすることも検討します。

2) 管理用会議室及び市民活動室

- ・ 職員の打ち合わせや、劇場の運営をサポートしてくれる市民の事務局機能を有する貸出対象ではない部屋を1室設けます。

3) 託児室

- ・ 管理事務室に隣接する位置に託児室を設けます。
- ・ 自主事業や貸館時に希望があった場合に利用する託児室を設けます。事業がない時には授乳、おむつ替え等に対応するスペースとします。
- ・ けが人、急病人等が発生した場合には、一時的な救護室として利用することも検討します。

4) 更衣室（職員用）

- ・ 職員の更衣室、又は更衣スペースを男女別に設けます。
- ・ 職員の人数に合わせたロッカーを配置できるようにします。

5) 清掃員控室

- ・ 清掃員の控室と清掃に関する消耗品等を収納するための部屋を1室設けます。
- ・ 清掃員用のロッカーを更衣室若しくは清掃員控室に配置できるようにします。

4. 面積表

前項で記した施設計画を反映した面積表は次のとおりとなります。

部 門	分 類	面 積	備 考
鑑賞・発表部門 (A)	大ホール	約 3,300～ 3,600 m ²	客席 (1,100～1,300 席)、舞台、 舞台裏、ホワイエ、技術諸室、 楽屋、客用トイレ等
	小ホール	約 950～ 1,000 m ²	客席 (250～300 席)、舞台、舞 台裏、ホワイエ、技術諸室、楽 屋、客用トイレ等
創造支援部門 (B)		約 1,500 m ²	リハーサル室、ワークショッ プルーム、スタジオ、木工室、創 作室等
管理部門、エンタラ ンスロビー (C)		約 500 m ²	事務室、技術スタッフ室、託児 室、エンタランスロビー等
共用部 (D)	共用ロビー、廊 下、共用トイレ等	約 2,200～ 2,300 m ²	(A) + (B) + (C) の約 35%
機械室 (E)		約 950～ 1,000 m ²	延床面積の約 10～15% 不足部分は屋上設備スペース を利用
延床面積		約 9,400～ 9,900 m ²	(A) + (B) + (C) + (D) + (E)

5. 動線計画

(1) 来館者(観客・利用者)動線

劇場へのアクセスとしては、JR 丸亀駅及び中心市街地、近隣の駐車場からの来館しやすさのほか、丸亀城や市民ひろば等からのアプローチも考慮する必要があります。

創造支援部門は、共用ロビー側からの利用しやすさに加え、一部の諸室を深夜まで利用できるよう検討するため、利用者用の夜間出入口を設けることを検討します。

高齢者や障害を持つ方々をはじめとした様々な来館者の利用に配慮し、広い廊下幅の確保、適宜手すりを設置するなどの対応のほか、エレベーターやエスカレーターなどの昇降設備を適切に設置します。

(2) 出演者動線

出演者の楽屋口への来館動線は、観客・利用者の動線とは切り離して計画します。特に大ホールでは、著名なアーティストや警備を要するような公人等の出演を考慮し、関係者用駐車場から安全にアクセスできるよう計画します。

小ホールの出演者動線は、大ホールの出演者動線とは分けて計画しますが、市民利用を想定し、ロビー側から楽屋エリアへの出入りも可能にします。

それぞれの楽屋・控室廻りの通路は、舞台の上手・下手をつなぐスムーズなものとし、幅広の衣装を着た出演者のすれ違いや、衣装ケース・楽器ケース、小道具・ケータリング用

のテーブル等を並べられる幅を考慮し、幅 2.5m程度を確保します。

リハーサル室は、大ホール楽屋エリアから直接アクセスできることとします。

ワークショップルーム（練習室）とスタジオも大小ホールの楽屋としての利用ができるよう、ワークショップルームやスタジオだけの利用者や来館者の動線とは別に、直接ホールにアクセスできる動線を設けます。

(3) 搬入動線

来館者の安全性を鑑み、歩行者・自転車等との歩車分離を行います。

大ホールは 11t トラックでの搬入と接道条件を考慮し、トラックの切り返しが少なく舞台への搬入が行いやすい位置に搬入ヤードを配置します。複数台の車両での同時搬入、トラック待機スペースの確保も検討します。

小ホールへは、4t トラック程度でスムーズに搬入できる搬入ヤードを設けます。大小ホールともに利用がある場合は、搬入経路が交錯しない計画としつつ、大ホールを使用していない場合は大ホール搬入口から小ホールに搬入することもできるようにルートを設けます。

また、大ホール搬入口から木工室やリハーサル室への搬入が容易になるよう、搬入口からバックヤードの動線は幅 2.5m程度、天井有効高さ 3m程度を確保し、スムーズな搬入ができるようにします。

さらに、木工室での製作大道具を大ホール舞台・小ホール舞台への移動が容易にできる動線の確保、大ホール搬入口を利用しなくてもリハーサル室に搬入可能な動線の確保を検討します。

第4章 管理運営計画

I 利用規則・使用料

1. 利用規則

施設の利用に関する項目について、基本的な考え方は次のとおりです。これをもとに設置条例、運用ルールを検討し、より具体的なものとしていきます。

(1) 休館日

全国的には月曜日の休館及び年末年始、という休館日の設定が最も多いですが、近隣の施設は火曜日、水曜日等を休館日とする例もみられます。

金曜日や土曜日に公演する場合、仕込みやリハーサルで水曜日から利用が必要となるケースが想定されることや、丸亀市綾歌総合文化会館（以下「アイレックス」という。）と休館日が重ならないほうが市民の利用しやすさにつながることから、月曜日又は火曜日を休館とすることが望ましいと考えます。

月曜日は祝日（年間10日程度）が多く、その場合に翌営業日に休館すると、火曜日の休館も一定数存在することとなるため、毎週火曜日を定期休館とすることが望ましいと考えられます。

年末年始は他施設同様に休館を原則とします。

項目	内容
休館日	○火曜日を基本に検討します。 ○12/29～1/3 ○施設のメンテナンスなどの臨時休館日を適宜設定することができますようにします。

(2) 開館時間・受付時間

全国的には9時～22時の開館時間としている施設が多くなっています。

受付時間は、22時まで申請書や現金を受け付ける場合、夜間の管理体制が十分であることが必要となるため、ニーズや組織体制を踏まえて引き続き検討します。

項目	内容
開館時間	9:00～22:00を基本に検討します。 準備片付け等の時間外延長については別途検討します。
受付時間	ニーズや組織体制を踏まえて引き続き検討します。

(3) 貸出区分・時間

全国的には、大きく3つの時間帯に区分した設定とした場合が多くなっています。創造支援部門の諸室については、時間単位での貸出しを行うなど、市民利用のニーズに配慮した検討をします。

項目	内容
貸出区分・時間	○午前：9時～12時 ○午後：13時～17時 ○夜間：18時～22時 ○全日：9時～22時 を基本に検討します。 ※創造支援部門（練習室等）については、時間単位もしくは「午後1」「午後2」のように区分を細分化することを引き続き検討する。

(4) 利用申請時期及び利用申請の方法

全国的には、ホールは12か月前、創造支援系統は6～3か月前から受付を行うという施設が多いですが、大規模な大会や公演など、早い段階から会場の確保が必要なものもあるため、大ホールと小ホール、またホール利用に付随して使用するその他諸室については利用日の13か月前の月の初日から受付を開始していることもあります。

アイレックスは、大きな大会や事業計画が円滑に行えるよう、24か月前から受付を行っています。

これらを踏まえ、ホールについては、13か月前から24か月前の間で妥当な期間を設定します。

その他の諸室については、6か月前（自主事業の予定を入れる必要があるため、6か月程度が適当）の月の初日から受付を開始します。

利用申請方法は施設予約システムを導入し、効率化を図ることとしますが、システムを使うことが困難な方については電話や窓口、郵送で対応できるようにします。

項目	内容
申請の時期	○ホール 受付開始時期は、13か月前から24か月前の間で検討します。 ○その他諸室 利用日の6か月前の月の初日からを基本に検討します。 ※初日に利用希望が重複した場合、文化芸術利用を優先する。
申請の方法	施設予約システム、窓口、郵送（遠方の場合）

(5) 使用料の支払い時期・方法

全国的には利用申請時に現金で全額を納付するということが多いようですが、近隣施設では振込払いの例もみられます。

現金が事務室に多くあることは、盗難リスクや職員の安全も懸念されるため、特にホールについては振込払いを原則とし、「指定する期日」までの支払いとします。

その他の諸室については、振込及び現金（電子マネーによる支払いも前向きに検討する）での納付とします。

項目	内容
支払時期・方法	○ホール 請求書を発行し、指定する日までに振込 (附属設備については利用後の精算とする) ○その他 現金で申請時に納付（電子マネーについても検討）

(6) 連続使用日数の制限

現在、アイレックスでは、連続使用を5日までとじていますが、創造活動や製作活動、連続公演を行うためにはある程度の連続で使用できることが望まれます。

創造活動や連続公演などに対応するため連続使用日数の制限は設けないものとします。

項目	内容
連続使用日数の制限	設けません。

(7) 使用料の還付

近隣施設の事例はかなり異なっていますが、利用を取り消された後、別の利用申請が入る可能性があるのは、ホールで3～6か月、その他諸室は1か月～数日程度となります。この点を考慮したうえで、安易な申請を防ぐこと、過剰な負担をかけないことの双方のバランスに配慮し設定します。

項目	内容
使用料の還付	安易な申請を防ぐこと、過剰な負担をかけないことの双方のバランスに配慮し設定します。

2. 使用料

施設の使用料金は、利用者に適切な負担を求める受益者負担の考え方を踏まえた料金設定とします。また近隣他施設と極端な差が出ないように配慮します。

(1) 有償とする施設

部 門	諸室の例	考え方
ホール部門	大ホール	平日と土日祝日の使用料金に差をつけます。 (土日祝日の方が割高)。 貸出備品等の使用料について別途定めます。
	小ホール	
	楽屋	
創造支援部門	リハーサル室	市内利用、市外利用の料金設定は設けません。
	練習室	
	スタジオ	
	木工室	
	創作室	

(2) 近隣施設の使用料金

近隣施設の使用料金は次のとおりです。

1) 大ホール

分類	施設名	開館年	客席数	使用料							
				平日				土日			
				午前	午後	夜間	全日	午前	午後	夜間	全日
市施設	アイレックス	1996	1,086	18,000	31,200	42,000	81,600	21,600	37,400	50,400	97,920
	アイレックス (冷暖房込みの場合)			27,000	46,800	63,000	122,400	30,600	53,000	71,400	138,720
県施設	香川県県民ホール	1988	2,001	38,870	77,740	97,170	194,330	46,640	93,280	116,600	232,200
			807	19,220	38,430	48,030	96,060	23,060	46,120	57,640	115,280
近隣施設	サンポートホール 高松	2007	1,500	40,220	70,500	90,820	181,550	47,760	83,480	107,480	214,960
	多度津町民会館	1991	1,000	15,000	24,000	28,000	70,000	18,000	28,800	33,600	79,000
	多度津町民会館 (冷暖房込みの場合)			22,500	36,000	42,000	105,000	27,000	43,200	50,400	118,500
	ユープラザうたづ	1998	624	9,000	16,000	20,000	47,000	10,800	19,200	24,000	56,400
	ユープラザうたづ (冷暖房込みの場合)			12,600	22,400	28,000	65,800	15,120	26,880	33,600	78,960
	三豊市文化会館	2000	770	12,570	20,960	25,160	60,760	15,090	25,160	30,160	72,910
	三豊市文化会館 (冷暖房込みの場合)			17,610	29,360	35,200	85,070	21,120	35,200	42,240	102,080
	観音寺市民会館	2017	1,200	23,830	37,880	47,250	99,300	28,510	45,420	56,630	119,160
	四国中央市 市民文化ホール	2019	1,007	21,000	32,000	36,000	89,000	24,000	36,000	40,000	100,000

※1時間当たりの料金制度になっている施設は、午前3時間、午後4時間、夜間4時間で計算

【1時間・1席当たり単価】

分類	施設名	開館年	客席数	1時間・1席当たり単価							
				平日				土日			
				午前	午後	夜間	全日	午前	午後	夜間	全日
市施設	アイレックス	1996	1,086	5.5	7.2	9.7	5.8	6.6	8.6	11.6	6.9
	アイレックス (冷暖房込みの場合)			8.3	10.8	14.5	8.7	9.4	12.2	16.4	9.8
県施設	香川県県民ホール (レクザムホール)	1988	2,001	6.5	9.7	12.1	7.5	7.8	11.7	14.6	8.9
	807		7.9	11.9	14.9	9.2	9.5	14.3	17.9	11.0	
近隣施設	サンポートホール 高松	2004	1,500	8.9	11.8	15.1	9.3	10.6	13.9	17.9	11.0
	多度津町民会館	1991	1,000	5.0	6.0	7.0	5.4	6.0	7.2	8.4	6.1
	多度津町民会館 (冷暖房込みの場合)			7.5	9.0	10.5	8.1	9.0	10.8	12.6	9.1
	ユープラザうたづ	1998	624	4.8	6.4	8.0	5.8	5.8	7.7	9.6	7.0
	ユープラザうたづ (冷暖房込みの場合)			6.7	9.0	11.2	8.1	8.1	10.8	13.5	9.7
	三豊市文化会館	2000	770	5.4	6.8	8.2	6.1	6.5	8.2	9.8	7.3
	三豊市文化会館 (冷暖房込みの場合)			7.6	9.5	11.4	8.5	9.1	11.4	13.7	10.2
	観音寺市民会館	2017	1,200	6.6	7.9	9.8	6.4	7.9	9.5	11.8	7.6
	四国中央市 市民文化ホール	2019	1,007	7.0	7.9	8.9	6.8	7.9	8.9	9.9	7.6

① ランニングコストから逆算した場合の使用料のシミュレーション

ホールの維持管理費（事業費、人件費を除く）は、1㎡当たりおよそ1.5万円とされています。大ホールの延床面積を1,100席規模の3,300㎡と仮定すると、1年間当たりの維持管理費は「1.5万円×3,300㎡=4,950万円」となります。

みんなの劇場が300日程度開館し、そのうち60%である180日間、大ホールが利用されたと仮定すると、1日当たりのホール使用料は「4,950万÷180日=27.5万円」となります。これに人件費などを加えると、1日当たりの使用料はさらに高くなります。

② 本施設の考え方

ランニングコストから逆算した額は市民には負担不可能に近い額であることから、アイレックスや近隣で規模が類似する施設等との価格のバランスを考慮して適切な金額を設定します。

また、平日午前区分の金額をすべての料金のベースとし、市内施設を参考に午後区分、夜間区分、土日祝日の加算率を設定します。

2) 小ホール

分類	施設名	開館年	客席数	使用料							
				平日				土日			
				午前	午後	夜間	全日	午前	午後	夜間	全日
市施設	アイレックス小ホール	1996	300	6,000	10,800	15,000	28,800	7,200	12,960	18,000	34,560
	アイレックス小ホール (冷暖房込みの場合)			9,000	16,200	22,500	43,200	10,200	18,360	25,500	48,960
近隣施設	サンポートホール高松 第1小ホール	2004	312	13,710	23,770	30,680	61,280	16,020	27,850	35,920	71,650
	サンポートホール高松 第2小ホール		308	12,150	21,470	27,550	55,000	14,130	24,920	32,150	64,100
	高松国分寺ホール	2013	459	12,560	20,950	29,320	54,470	15,700	25,130	33,510	68,080
	善通寺市民会館	1978	500	8,710	15,360	19,960	35,330	8,710	15,360	19,960	35,330
	善通寺市民会館 (冷暖房込みの場合)			11,323	19,968	25,948	45,929	11,323	19,968	25,948	45,929
	観音寺市民会館小ホール	2017	334	11,400	18,000	23,200	49,400	13,600	21,600	27,800	61,700
	四国中央市市民文化ホール小ホール	2019	212	6,700	9,000	9,000	24,700	6,700	9,000	9,000	24,700

※1時間当たりの料金制度になっている施設は、午前3時間、午後4時間、夜間4時間で計算

【1時間・1席当たり単価】

分類	施設名	開館年	客席数	1時間・1席当たり単価							
				平日				土日			
				午前	午後	夜間	全日	午前	午後	夜間	全日
市施設	アイレックス	1996	300	6.7	9.0	12.5	7.4	8.0	10.8	15.0	8.9
	アイレックス (冷暖房込)			10.0	13.5	18.8	11.1	11.3	15.3	21.3	12.6
近隣施設	サンポートホール高松 第1小ホール	2004	312	14.6	19.0	24.6	15.1	17.1	22.3	28.8	17.7
	サンポートホール高松 第2小ホール		308	13.1	17.4	22.4	13.7	15.3	20.2	26.1	16.0
	高松国分寺ホール	2013	459	9.1	11.4	16.0	9.1	11.4	13.7	18.3	11.4
	善通寺市民会館	1978	500	5.8	7.7	10.6	5.4	5.8	7.7	10.0	5.4
	善通寺市民会館 (冷暖房込)			7.5	10.0	13.0	7.1	7.5	10.0	13.0	7.1
	観音寺市民会館	2017	334	11.4	13.5	17.4	11.4	13.6	16.2	20.8	14.2
	四国中央市市民文化ホール	2019	212	10.5	10.6	10.6	9.0	10.5	10.6	10.6	9.0

③ ランニングコストから逆算した場合の使用料のシミュレーション

大ホール同様に小ホールを 250 席と仮定し計算すると、「1.5 万円×950 m²=1,425 万円」となります。こちらも同様に 300 日のうち 60%開館したとして、「1,425 万円÷180 日=約 7.9 万円」となります。

④ 本施設の考え方

大ホール同様、ランニングコストから逆算した額は市民には負担不可能に近い額であることから、アイレックスや近隣で規模が類似する施設等との価格のバランスを考慮して金額を設定します。

また、平日午前区分の金額をすべての料金のベースとし、市内施設を参考に午後区分、夜間区分、土日祝日の加算率を設定します。

3) その他の部屋の基本的な考え方（近隣事例等は参考資料を参照）

① 個室楽屋

シャワーや応接を備えるなど、他の楽屋よりも良い環境を提供する部屋となるため、一般楽屋との料金設定に配慮します。

② 一般楽屋

幅広い人が利用する部屋となるため、個室楽屋よりは使いやすい料金とすることに配慮し、近隣施設の設定を参照して設定します。また、単独での会議利用に貸し出せる楽屋については、周辺の会議室の料金設定にも配慮します。

③ リハーサル室

リハーサル室を有する近隣施設の金額を参考に設定します。

④ ワークショップルーム（練習室）

生音や演劇、ダンス等のワークショップや練習に利用できるワークショップルーム（練習室）については、近隣施設では、1 m²・1 時間あたり単価設定が類似している施設が多いことから、近隣施設を参考に設定します。

⑤ スタジオ

スタジオを有する近隣施設の金額を参考に設定します。

⑥ 木工室・創作室

全国の文化施設で木工室・創作室を持つ文化施設の料金設定を参考に設定します。利用特性上、長期間の利用が想定されることから、長期利用しやすい設定にも配慮します。

(3) 加算・減算設定

1) 入場料徴収に伴う加算設定

近隣施設では、入場料を1円でも徴収すると加算対象となる施設が多くなっています。しかし廉価な入場料金の設定では、ホールや備品の使用料以上の収入を得ることは難しいことから利用者利用者の負担が過度にならない設定を検討します。

営利用等については、近隣施設の加算率の設定や、加算後の金額を参照して定めます。

項目	減算額
入場料徴収に伴う加算設定	利用者の負担が過度にならない設定を検討します。

2) ホール舞台のみ利用、準備利用に伴う減算設定

市内及び近隣施設が全て同じ設定となっていることから、これにならうこととします。

項目	減算額
ホール舞台のみ利用	5割減算

3) 利用者の居住地による加算

アイレックスは市外利用者には2割の加算をしていますが、近隣施設にはほぼ例がなく、全国的にも差を設けているところが少なくなっています。

鑑賞・参加の機会を幅広く開くため、市内外の居住地の違いによる加算は設けない方向で検討します。

項目	減算額
利用者の居住地による加算	設けません。

4) ホール1階席のみの利用

中規模な利用に配慮し、1階席のみ利用時の減算を設定する方向で検討します。

項目	減算額
ホール1階席のみの利用	減算基準を設けます。

5) 減額又は免除

原則として減免設定は設けないものとします。

項目	減算額
減額又は免除	原則として設けません。

II 収支計画

1. 文化施設の収支構造

(1) 収支構造のイメージ

みんなの劇場のような公立文化施設の収支構造のイメージは右図のとおりです。公共劇場は、利益主導型の経営ではなく、社会的なミッションを達成するために設置運営されます。

そうしたことから貸館事業の使用料も、市民に利用しやすい額に設定され、一般的には、ランニングコストと収支が見合うようにはなりません。

また、自主事業においても、利益を出すことよりも、一人でも多くの市民が鑑賞の機会や、参加の機会を確保できるよう、チケット料金や参加費用の設定をすることが多く、収支比率は低くなりがちです。

支出 (内訳)		収入 (内訳)		
人件費	職員給与など	利用料収入	施設・備品の貸出料金	施設運営に関する収支
委託費	設備点検、清掃、警備などの費用	市が負担	収入・支出	
光熱水費	電気、水道、ガスなどの使用料			
事務費	通信、消耗品などの費用			
修繕費				
事業費	自主事業のための費用	入場料収入		チケット代、参加料等
		助成・協賛金		

(2) 収入

文化施設の収入項目としては、貸館事業によるものと、自主事業によるものの2種類に大別されます。

1) 貸館事業による収入

施設、附属設備の使用料収入。多くの公立劇場、公立文化施設においてメインの収入源となります。

2) 自主事業による収入

鑑賞事業への入場料・その他事業への参加料収入が主な収入項目です。

3) 助成金・協賛金

社会的な課題を解決するために行う事業や、創造性の高い事業などに対しては、国等から助成金を得られることがあります。

また、みんなの劇場が行う事業に共感し、賛同していただける企業や個人を増やし、協賛金や寄付金などを得られるよう努めます。

これらは、助成者が持つ目的や課題を解決するために行う政策の一つであることを十分に理解し、成果を出していくことが重要であることに留意する必要があります。

4) その他収入

貸館事業や他館のチケットの販売受託による手数料収入、自動販売機収入、スポンサー・広告収入、会員組織収入（友の会会費など）が考えられます。

(3) 支出

文化施設の支出項目は、人件費、維持管理費、事業費の3つに分けることができます。

1) 人件費

みんなの劇場で取り組むすべての事業を、高い水準で円滑に推進するために必要な職員等の人件費です。

2) 維持管理費

主に施設・設備の保守点検、清掃等の「委託費」、電気・水道・ガスの使用に際して発生する「光熱水費」、消耗品や通信費等の「事務費」、施設・設備の性能維持のための「修繕費」によって構成されます。

3) 事業費

自主事業のための「出演料」、「人件費」、「委託料」、「舞台費」、「広報宣伝費」、「消耗品費」などで構成されます。

(4) 収支方針

営利組織の最終目的は利益ですが、劇場の最終目的は、ミッションがどれだけ達成されたかということになります。

また、利益を出すことは難しいですが、社会的には必要と思われる分野を担う役割を持っています。つまり、市場メカニズムに委ねているだけでは最適な資源配分が行われない可能性がある準公共財として文化芸術を扱うことになります。限りある資源を最大限活用し、投資に対する効果を最大限に出していく一方で、効率的、効果的な運営を行くことが非常に重要になります。

(1) 投資に対する説明責任

各事業が果たすべき役割と効果を具体的にイメージし、評価、見直し、説明を繰り返すことで、投資に対する説明責任を果たしていきます。

(2) 専門性の高い職員によるコスト管理

事業企画や資金調達スキルに長けた人材の配置による自主事業収支の向上、維持管理のスキルに長けた人材の配置による細やかな設備運転と日常保守管理を積み重ねることで固定費を削減し、実現できることを増やしていきます。

第5章 評価計画

I 基本方針

みんなの劇場の評価は、実施済みのものを評価すること自体を目的とするのではなく、みんなの劇場の基本理念を達成するための戦略や事業を行うことによる社会的な成果を見える化し、そのことによって戦略や事業をより適切な方向に導くことで、成果を高めていくことを目的とします。

II 評価の基本的な考え方

(1) 評価の概要

運営者による自己評価、市によるモニタリングを実施し、必要に応じて第三者評価を行うことを検討します。

(2) 評価の方法

1) 自己評価

各事業を行うことによって、社会に対して与える影響を具体化し、それらの達成度を見える化するための指標を作成します。

指標の測定方法は成果の達成度を図れるように十分に検討された指標によって行います。収集したデータを分析し、課題の洗い出しや対応について検討を重ねていきます。

2) 市によるモニタリング

基本理念に沿った運営ができているか、また管理運営にかかる経費の増減に関する妥当性、市民に対する説明責任を果たしているかなどの視点で行います。

また、刻々と変化する社会情勢に対する基本理念や戦略の見直しもモニタリング内で協議していきます。

3) 第三者評価

自己評価、市によるモニタリングのみでは、設定する指標や測定結果の妥当性を十分に担保できない可能性があることから、必要に応じて、様々な分野の専門家による外部評価が行える仕組みを検討します。

外部の視点で、成果や指標、測定方法等についての妥当性の確認や見直しをうことを目的とします。

第6章 整備方針

I 整備と運営費の概算

1. 施設整備費

近年竣工したホール施設の施設整備費を参考に、建物の建築費（外構・備品等は含まない）を延床面積1㎡あたり88万円（税込）として計算すると、約83億円から約87億円と試算されます。

1) 延床面積9,400㎡の場合 $9,400 \text{ m}^2 \times 88 \text{ 万円} = 82 \text{ 億 } 7,200 \text{ 万円}$

2) 延床面積9,900㎡の場合 $9,900 \text{ m}^2 \times 88 \text{ 万円} = 87 \text{ 億 } 1,200 \text{ 万円}$

(5) 運営・維持管理費の試算

施設・設備の仕様や、職員の人件費水準、自主事業費等により、運営・維持管理にかかる費用は大幅に変わりますが、現段階では次のとおり仮定し試算を行いました。

項目		考え方	概算額
支出	維持管理費	施設・設備の仕様や運営者の努力等により、同規模の施設でも維持管理費は大きく異なるが、財団法人地域創造「公共ホールの計画づくりに関する調査研究」による、維持管理費の全国平均の1.5万円/㎡・年程度を使用する。 1.5万円×9,400～9,900㎡=1.410～1.485億円 ≒約1.4億円	1億4,000万円
	人件費	【単価設定】 平成29年丸亀市職員平均給与約5,639千円をもとに、5,600千円を職員一人当たり単価として仮定する。 【人数】 責任者3名、各部門に必要な人数17名、合計20名と仮定する。 5,600千円×20名=1億1,200万円≒約1.1億円	1億1,000万円
	自主事業費	平成30年の公立文化施設の管理運営状況に関する調査研究報告書によると、指定管理者が行う事業費の平均は8,419万円/年となっており、人口10万人以上の都市においては年間事業費が5,000万円未満と回答した劇場、音楽堂等は48.3%となっている。 具体的には事業計画策定時に決定するが、年間5,000万円と仮定する。	5,000万円
収入	施設使用料収入等	同規模の大小ホール収入実績を参考に仮定	3,000万円
	事業収入	中四国の劇場、音楽堂等における収支比率（(公社)全国公立文化施設協会の資料）を参考に6割と仮定する。	3,000万円
収支差額（運営・維持管理コスト）			2億4,000万円

Ⅲ 整備手法

1. 整備手法の種類とメリット・デメリット

施設の建設に係る整備手法には、大きく分けて、本市が直接発注する方法と、民間の資金、経営能力と技術的能力を活用するPFI（民間資金等活用事業）が挙げられます。直接発注する場合は、公共施設整備において従来から広く採用されてきた公共主体の「従来型公共事業方式」に加え、近年公共事業にも導入が進みつつある、「DB（デザインビルド）方式」があります。また、PFIの具体的な方式として、「BOT方式」と、「BTO方式」があります。それぞれの方式の概要、特徴と課題については、以下のとおりです。

事業手法	従来型 公共事業方式	DB方式	BOT方式	BTO方式
概要	公共が資金調達し、設計業務と施工業務をそれぞれの段階で市が個別に選定・発注する方式	公共が資金調達し、設計業務と施工業務を一括して応募企業に発注する方式	民間の資金・ノウハウを利用し、民間主導で設計・施工し、一定期間、運営・管理を行い、事業終了後に公共へ所有権を移転する方式	民間の資金・ノウハウを利用し、民間主導で設計・施工し、施設建設後に所有権を公共へ移転し、民間が運営・管理を行う方式
特徴	<ul style="list-style-type: none"> 設計、施工のチェック機能が働く 設計、工事事業者の確保と競争によるコスト削減 	<ul style="list-style-type: none"> 設計～施工一括によるコスト削減 	<ul style="list-style-type: none"> 維持管理、運営まで一貫して民間が担う 各年度の財政負担の平準化 	<ul style="list-style-type: none"> BOTより民間事業者が参入しやすい 各年度の財政負担の平準化
課題	<ul style="list-style-type: none"> ダンピング（著しい低価格受注）への配慮が必要 設計、施工の連携した技術採用の検討が必要 	<ul style="list-style-type: none"> 設計、施工のチェック機能の確保が必要 市内事業者が参入できる仕組みの検討が必要 契約締結以降の柔軟な変更が困難 手続きや準備が複雑 	<ul style="list-style-type: none"> 手続きや準備が複雑なうえ、実績主義なので、事業者の参入障壁が高い 事業者が倒産する可能性 事業者選定までの手続きや準備に期間を要し、会館までの期間が延期する 契約締結以降の柔軟な変更が困難 	

(6) 本施設における整備手法の方向性

DB方式やPFI方式では、手続きや準備に期間を要するうえ、参入できる事業者にも相当な実績や経験が必要となることから、参入できる事業者が限られてきます。

設計から施工、又は設計から運営まで一括発注になることから、発注後は基本的に民間事業者の経験や技量に委ねられることとなります。そうしたことから契約締結以降の柔軟な対応が困難であったり、発注者の意図が十分に反映されない可能性もあります。

また、可能な限り早期にみんなの劇場を開館することが望まれていることを考慮し「従来型公共事業方式」を採用します。

IV 事業スケジュール

従来型の公共事業方式を採用する前提での今後のスケジュールは次のとおりとなります。

令和2年度 (2020年度)				令和3年度 (2021年度)				令和4年度 (2022年度)				令和5年度 (2023年度)				令和6年度 (2024年度)			
4	7	10	1	4	7	10	1	4	7	10	1	4	7	10	1	4	7	10	1
発注準備				基本設計・実施設計				発注準備				建築工事				開館準備(設備)			
				事業実施計画・運営組織検討・開館準備(事業・貸館)															